

測量業務における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の
運用ガイドライン

令和6年4月

国土地理院

測量業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

策定 平成 21 年 5 月 29 日 国地総管第 46 号、国地企技第 15 号

改正 令和 6 年 3 月 21 日 国地総契第 224 号、国地企技第 105 号

目 次

1	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要.....	1
1-1	発注方式の選定の考え方.....	1
1-2	プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続.....	4
1-3	同種類似業務の基本的な考え方について.....	6
1-4	地域精通度等の設定について.....	6
1-5	業務表彰の取扱い.....	7
1-6	参考見積の取扱い.....	7
2	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順.....	8
2-1	プロポーザル方式の実施手順.....	8
2-2	プロポーザル方式（手続短縮型）の実施手順.....	9
2-3	総合評価落札方式（標準型）の実施手順.....	10
2-4	総合評価落札方式（簡易型）の実施手順.....	11
3	測量業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価.....	13
3-1	審査・評価に関する基本的な考え方.....	13
3-2	プロポーザル方式における具体的な審査・評価について.....	19
3-3	総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について... 33	
3-4	総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について... 49	
3-5	総合評価落札方式による落札者の決定.....	65
4	総合評価落札方式における一括審査方式の試行について.....	66
5	その他の留意事項.....	68
5-1	評価テーマの設定.....	68
5-2	評価内容の担保.....	68
5-3	中立かつ公正な審査・評価の確保.....	69
5-4	情報公開.....	70

1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要

1-1 発注方式の選定の考え方

測量業務の発注に当たっては、測量業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1に各方式を選定する際の基本的な考え方を示す。

(1) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定する。

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。

(2) 総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。なお、業務の難易度に応じ実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を1：2とし、さらに、より業務の難易度が高く実施方

針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務については1：3とする。

なお、評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めること及び高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務の品質向上が期待できる難易度の高い業務については、配点比率を1：3とすることも可能とする。

簡易型においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1：1とし、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能とする。

(3) 価格競争方式（参考）

上記（1）、（2）の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選定する。

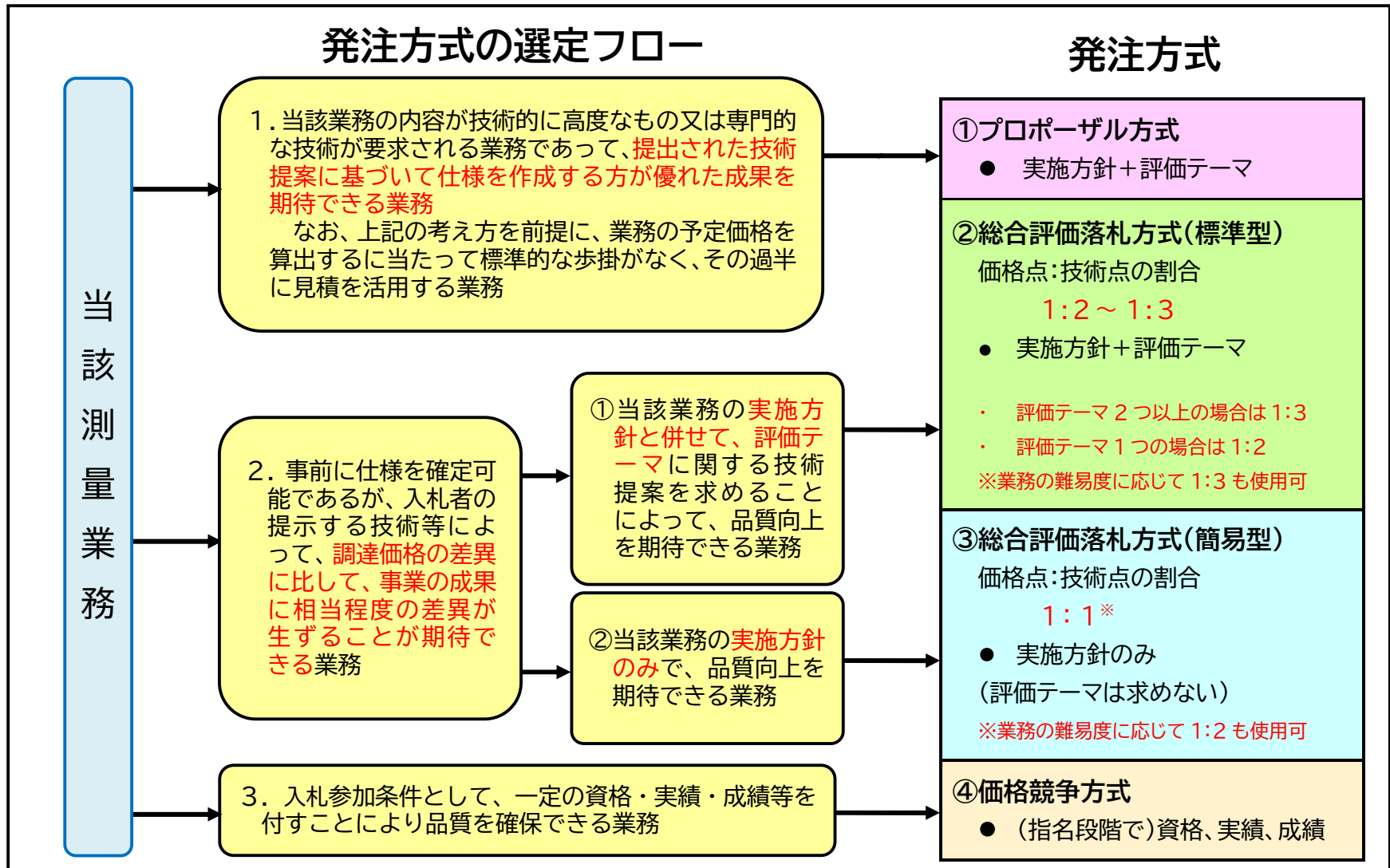


図1 測量業務における発注方式を選定する際の基本的な考え方

1-2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続

(1) 一般的事項

- ① 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、説明書において明らかにするものとし、この旨手続開始の公示等において明記するものとする。
- ② 発注者は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び評価に関する書類（以下「評価基準」という。）において定める場合にあっては、説明書の一部として速やかに交付する。
- ③ 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、説明書（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。
- ④ 技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ⑤ 必須の要求要件については、発注者が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- ⑥ 必須以外の要求要件については、評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- ⑦ 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

(2) 評価基準

- ① 評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- ② 技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ③ 総合評価落札方式の場合、調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外するものとする。
- ④ 技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
- ⑤ 総合評価落札方式の場合、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該調達及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- ⑥ 技術等の評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおり

である。

1) 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の実績としては、主任技術者あるいは作業班長として従事した実績を評価対象とするものとする。なお、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるものとする。

- ・ 技術者資格等
- ・ 同種又は類似業務等の実績の内容
- ・ 過去に担当した業務の成績、表彰
- ・ 手持ち業務量

2) 業務の実施方針等に関する事項

- ・ 業務理解度
- ・ 実施手順の妥当性

3) 提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項

- ・ 総合的なコストに関する事項
- ・ 測量・精度に関する事項
- ・ 社会的要請に関する事項

(3) 評価

- ① 評価は、説明書（仕様書及び評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- ② 技術等の評価は、発注者による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。
また、当該審査に当たっては、全ての参加者に共通の基準で行うこととし、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。
- ③ 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を説明書において明らかにするものとする。
- ④ 必須の評価項目については、説明書（仕様書を含む。）に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。
- ⑤ 必須以外の評価項目については、説明書（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
- ⑥ 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- ⑦ 技術等の評価に当たり、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段

で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を説明書において明らかにするものとする。

1-3 同種類似業務の基本的な考え方について

- ① 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- ② 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- ③ 発注する業務内容から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、測量方法、業務内容等の条件を付すことができるものとする。
- ④ 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。
(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する。)
- ⑤ 同種・類似の設定に当たっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。

1-4 地域精通度等の設定について

- ① プロポーザル方式においては、地域貢献度は評価しない。地域精通度は必要に応じ企業の評価（選定段階）の指標とする。
- ② 総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域精通度等を設定し、企業の評価（指名段階）の指標とする。
- ③ 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域精通度等を適宜設定するものとする。

表 1-1 発注方式別の地域精通度等の考え方

	地域精通度	地域貢献度
プロポーザル方式	○	×
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注1) 地域精通度：一定の地域内における「本店」又は「支店又は営業所等」の有無

注2) 地域貢献度：一定の地域内における国、地方公共団体等との災害協定等に基づく活動実績の有無

1-5 業務表彰の取扱い

- ① 業務表彰の取扱いについては、国土地理院から受けた表彰について評価するものとし、地方整備局等から受けた表彰については評価しないものとする。
- ② 企業が受けた「国土地理院長表彰」「地方測量部長等表彰」及び「感謝状」は、企業の評価（選定・指名段階）の指標とする。
- ③ 配置予定技術者が受けた「優良技術者表彰」は、配置予定技術者の評価（選定・指名段階及び特定・入札段階）の指標とする。また、「国土地理院長表彰」又は「地方測量部長等表彰」を受けた業務に従事した経験がある場合も同様に評価するものとする。

1-6 参考見積の取扱い

総合評価落札方式において参考見積を徴収する場合は、入札公告又は入札説明書においてその旨明記するとともに、当該見積に関する部分の内訳歩掛をできるだけ早く入札説明書等ダウンロードシステムによって開示することにより、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するように努めるものとする。

2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

2-1 プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は、図2のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

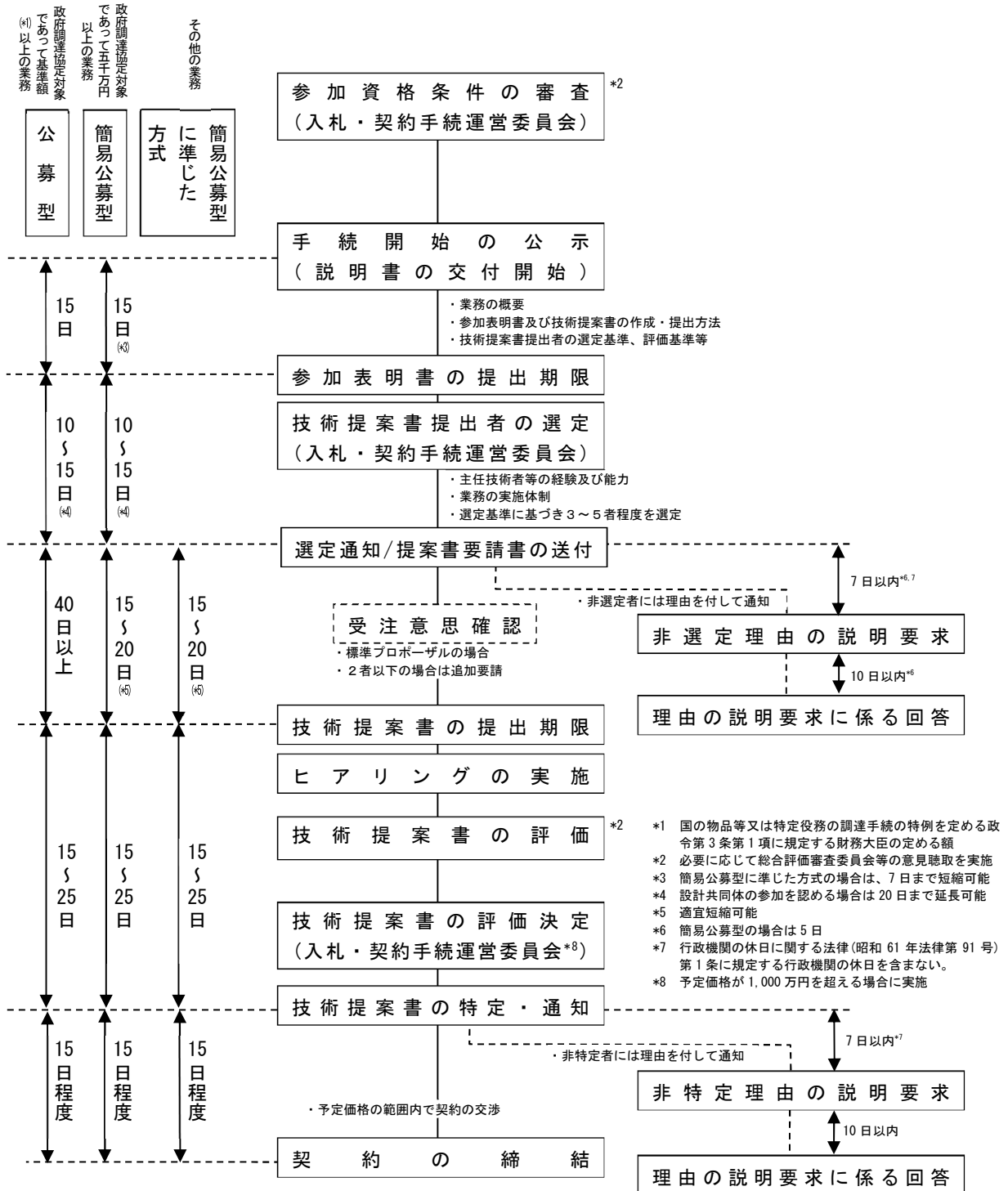


図2 プロポーザル方式の実施手順

2-2 プロポーザル方式（手続短縮型）の実施手順

プロポーザル方式（手続短縮型）を実施する場合の標準的な手順は、図3のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

また、プロポーザル方式（手続短縮型）では、技術提案書の提出者の絞り込みは行わず、参加表明書と技術提案書を同時に提出することにより、手続に要する期間の短縮を図ることができる。

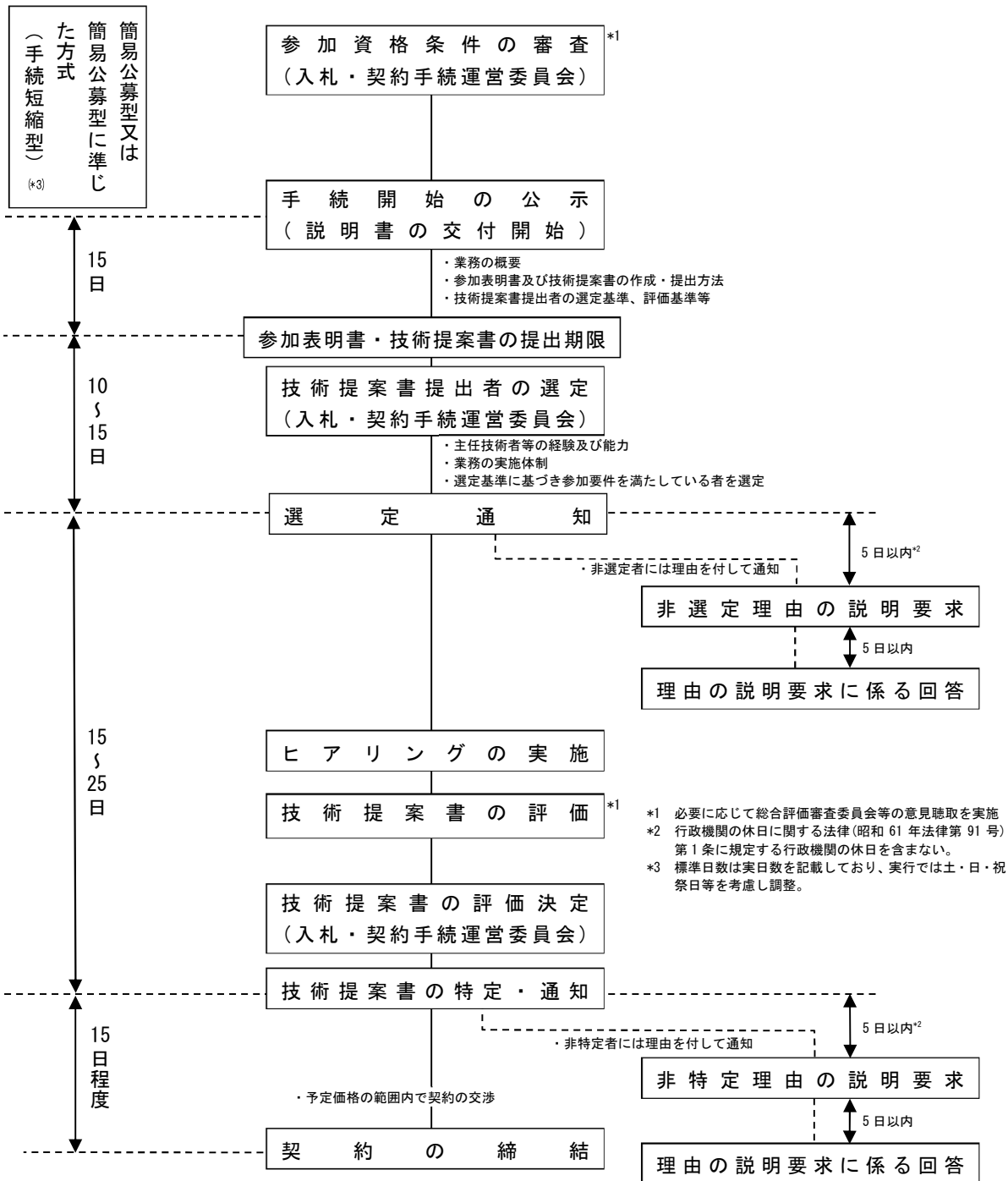


図3 プロポーザル方式（手続短縮型）の実施手順

2-3 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は、図4のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

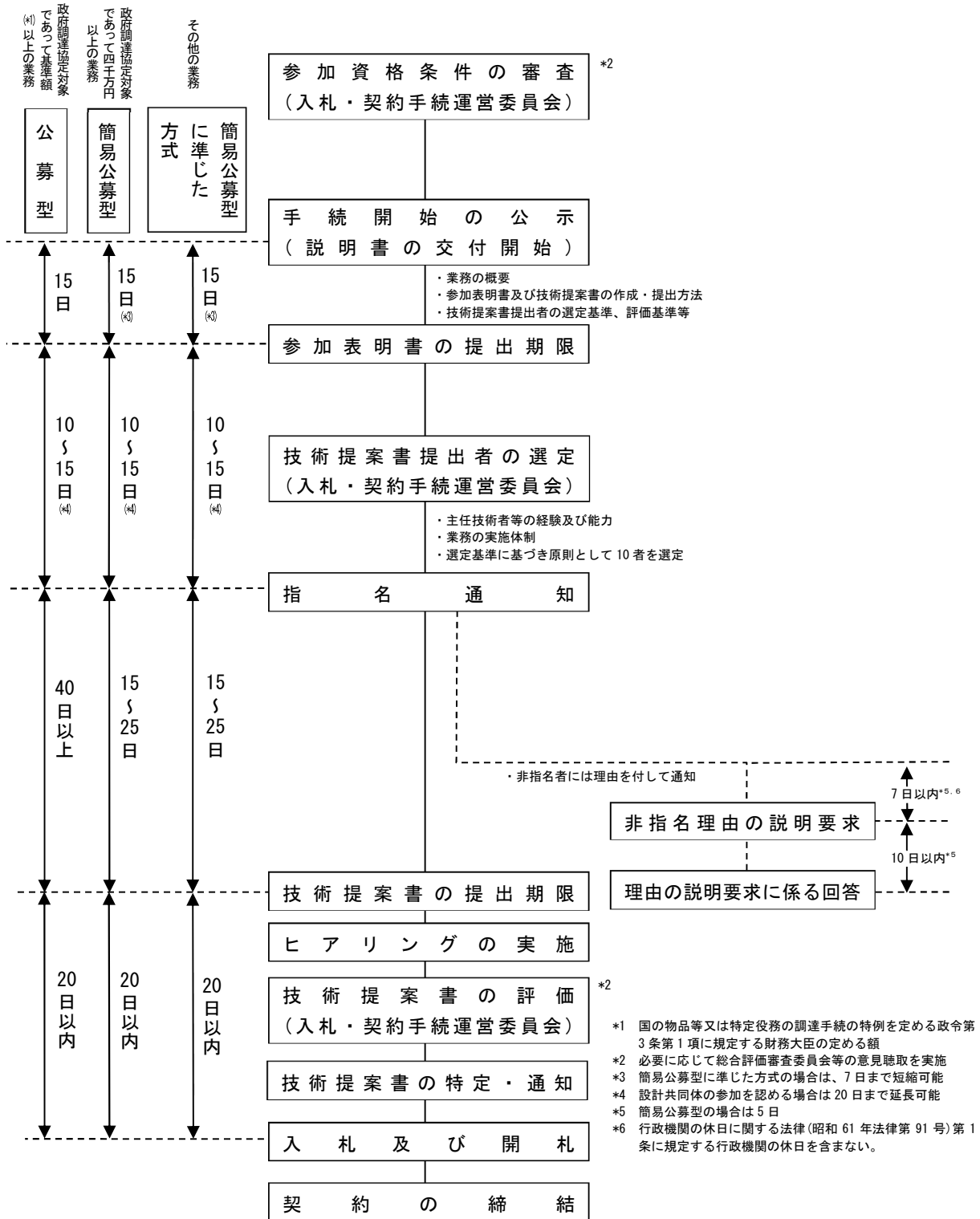


図4 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

2-4 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は、図5のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型若しくはそれに準じた方式を採用する場合において、図6のとおり、参加表明書の作成手続と技術提案書の作成手続を併行して実施することにより、手続に要する期間の短縮を図ることができる。

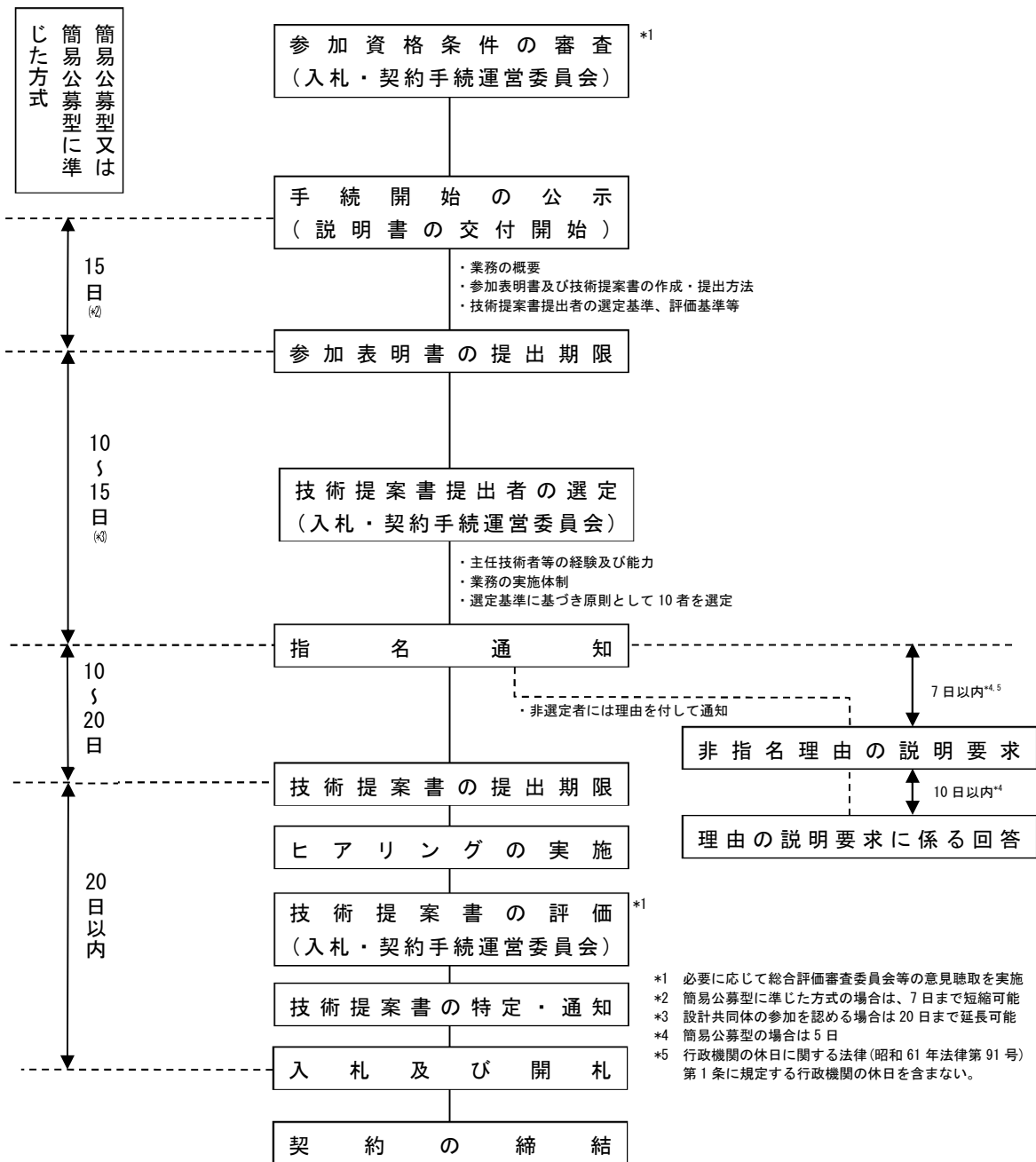


図5 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

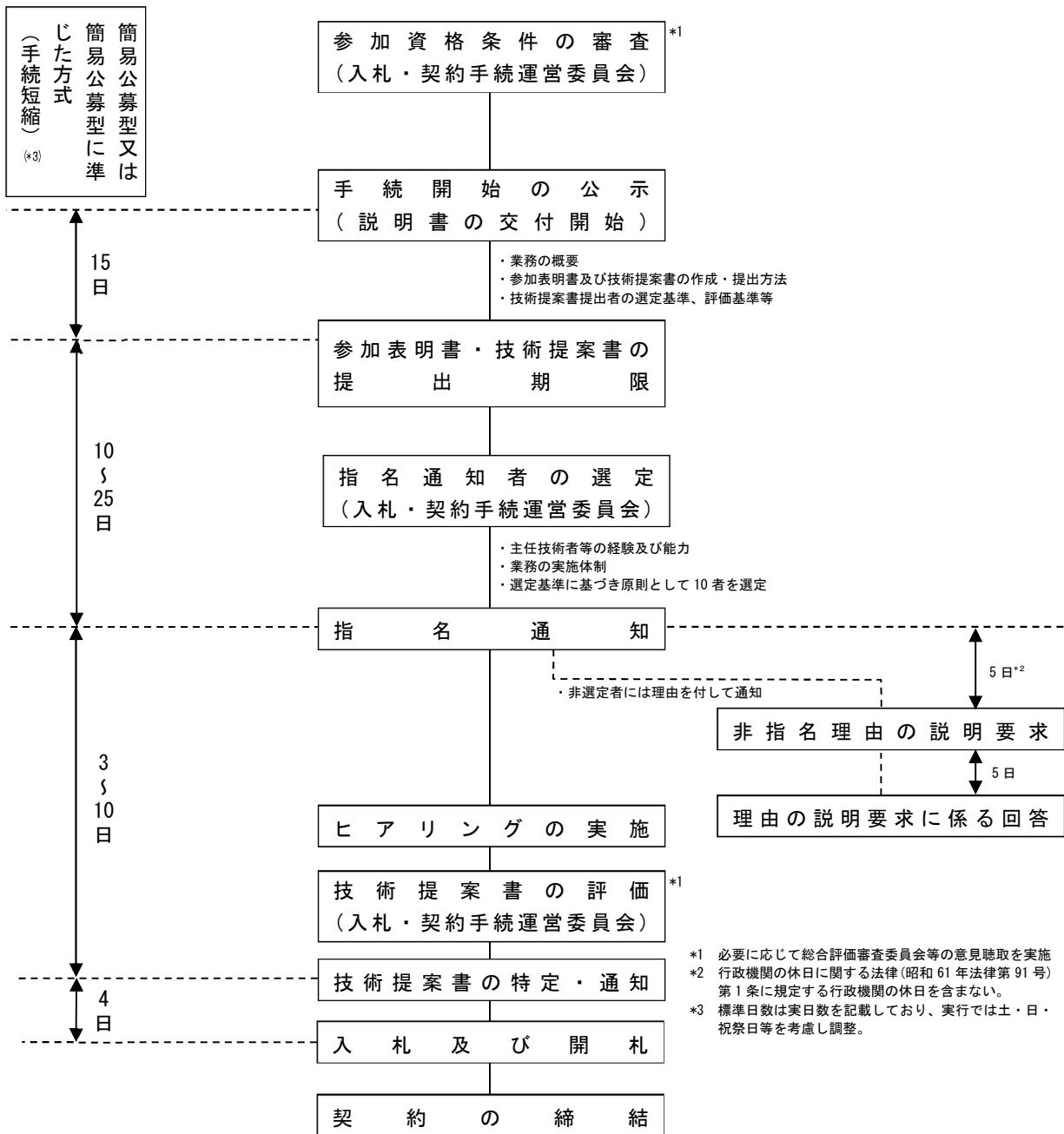


図6 総合評価落札方式（簡易型：手続短縮）の実施手順

3 測量業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価

3-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- ① 参加表明者（企業）や配置予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- ② 参加表明者（企業）の評価よりも配置予定技術者の評価を重視する。
- ③ 作業班長の評価よりも主任技術者の評価を重視する。
- ④ 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

(2) 選定・指名段階における配点

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び配置予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価ウェイトは、以下の表のとおりとする。

表3-1 選定・指名段階における評価ウェイト

（プロポーザル方式・総合評価落札方式（標準型及び簡易型））

評価項目	参加表明者（企業）		配置予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価ウェイト	12%	35%	18%	35%

(3) 特定・入札段階における配点

- ① プロポーザル方式の特定段階における配置予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針等」「評価テーマに関する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表のとおりとする。

表3-2 プロポーザル方式の特定段階における評価ウェイト

評価項目	配置予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針等	評価テーマに関する技術提案
評価ウェイト	10%	15%	25%	50%

- ② 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の入札段階における配置予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針等」「評価テーマに関する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表のとおりとする。

表 3-3 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の入札段階における評価ウェイト

評価項目		配置予定技術者		賃上げ	技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施の表明	実施方針等	評価テーマに関する技術提案
評価 ウェイト	価格点：技術 評価点 1:3 の場合	10%	15%	5%	20%	50%
	1:2 の場合	15%	18%	5%	25%	37%
	1:1 の場合	25%	25%	5%	45%	—

- ③ 図 7 に、これらを踏まえた技術評価の基本的な考え方を示す。

発注方式		①プロポーザル方式	②総合評価落札方式 (標準型)	③総合評価落札方式 (簡易型)																														
評価項目	選定・指名段階の技術評価	<table border="1"> <tr> <td>企業の資格・実績等</td> <td>企業の成績・表彰</td> <td>技術者の資格・実績等</td> <td>技術者の成績・表彰</td> </tr> <tr> <td>12%</td> <td>35%</td> <td>18%</td> <td>35%</td> </tr> </table>	企業の資格・実績等	企業の成績・表彰	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰	12%	35%	18%	35%																								
	企業の資格・実績等	企業の成績・表彰	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰																														
	12%	35%	18%	35%																														
	選定・指名者数	原則 5 者を選定	原則 10 者を指名																															
	特定・入札段階の技術評価	<table border="1"> <tr> <td>技術者の資格・実績等 10%</td> <td>技術者の成績・表彰 15%</td> <td>実施方針等 25%</td> <td>評価テーマ 50%</td> </tr> </table>	技術者の資格・実績等 10%	技術者の成績・表彰 15%	実施方針等 25%	評価テーマ 50%	<p>(1:3 の配点イメージ)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">価格点</td> <td>技術者の資格・実績 10%</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>技術者の成績・表彰 15%</td> </tr> <tr> <td>賞上げ表明 5%</td> </tr> <tr> <td>実施方針等 20%</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>評価テーマ 50%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1:2 の配点イメージ)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">価格点</td> <td>技術者の資格・実績 15%</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>技術者の成績・表彰 18%</td> </tr> <tr> <td>賞上げ表明 5%</td> </tr> <tr> <td>実施方針等 25%</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>評価テーマ 37%</td> <td></td> </tr> </table>	価格点	技術者の資格・実績 10%	3	技術者の成績・表彰 15%	賞上げ表明 5%	実施方針等 20%	1	評価テーマ 50%		価格点	技術者の資格・実績 15%	2	技術者の成績・表彰 18%	賞上げ表明 5%	実施方針等 25%	1	評価テーマ 37%		<p>(1:1 の配点イメージ)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">価格点</td> <td>技術者の資格・実績等 25%</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>技術者の成績・表彰 25%</td> </tr> <tr> <td>賞上げ表明 5%</td> </tr> <tr> <td>実施方針等 45%</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	価格点	技術者の資格・実績等 25%	1	技術者の成績・表彰 25%	賞上げ表明 5%	実施方針等 45%	1	1
技術者の資格・実績等 10%	技術者の成績・表彰 15%	実施方針等 25%	評価テーマ 50%																															
価格点	技術者の資格・実績 10%	3																																
	技術者の成績・表彰 15%																																	
	賞上げ表明 5%																																	
	実施方針等 20%																																	
1	評価テーマ 50%																																	
価格点	技術者の資格・実績 15%	2																																
	技術者の成績・表彰 18%																																	
	賞上げ表明 5%																																	
	実施方針等 25%																																	
1	評価テーマ 37%																																	
価格点	技術者の資格・実績等 25%	1																																
	技術者の成績・表彰 25%																																	
	賞上げ表明 5%																																	
	実施方針等 45%																																	
1	1																																	
技術提案の内容	実施方針及び 評価テーマ		実施方針のみ																															
ヒアリングの実施	実施																																	
価格点:技術点の設定	—	1:2~1:3	1:1 ※業務の難易度に応じて 1:2 も使用可																															

図 7 測量業務における技術評価の基本的な考え方

(4) 選定・指名者数の基本的な考え方

- ① プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、5者を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には5者を超えて選定するものとする。
- ② 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、10者を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

(5) 技術者資格等の設定の考え方

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術者資格の設定は、国土地理院に登録されている認定資格の中から、業務内容に応じて適切に設定するものとする。また、高度な技術検討等の業務の場合は、技術士、博士等を設定することも可能とする。

(6) 技術者育成の試行について

- ① 平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」における中長期的な担い手の育成・確保に資するため、若手技術者に配慮した評価項目及び配点とする試行業務を実施する。
- ② 技術者育成の機会均等と業務における育成への注力を図るため、「国土地理院が発注する「他の技術者育成の試行業務」に主任技術者として従事していないこと」を配置予定主任技術者の参加要件とする。
- ③ 試行業務は、若手主任技術者の育成・確保のための「主任技術者型」と若手作業班長の育成・確保のための「作業班長型」として実施する。なお、「作業班長型」として実施する場合は、当該業務の配置予定主任技術者には②の参加要件を課さないものとする。
- ④ 「主任技術者型」は、公示年度の4月1日現在の満年齢が45才以下の若手技術者を主任技術者として配置した場合に、主任技術者及び作業班長としての「実績」及び「成績・表彰」を評価するとともに、年齢の区分に応じた加点を実施する。
- ⑤ 「作業班長型」は作業班長の「実績」及び「成績・表彰」の評価は行わず、「資格等」の配点を大きくして評価するとともに、公示年度の4月1日現在の満年齢が40才以下の若手技術者を作業班長として配置した場合に、年齢の区分に応じた加点を実施する。
- ⑥ 指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び配置予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」「年齢」に対する評価ウェイトは、次の表のとおりとする。

表3-4 総合評価落札方式（技術者育成の試行）の指名段階における評価ウェイト

評価項目	参加表明者（企業）		配置予定技術者		
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰	年齢
評価ウェイト （主任技術者型）	12%	35%	17%	34%	2%
評価ウェイト （作業班長型）	12%	35%	23%	18%	12%

- ⑦ 入札段階における配置予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」「年齢」及び「実施方針等」に対する評価ウェイトは、以下の表のとおりとし、価格と技術の評価に関する配点の比率は、1：1（簡易型）とする。

表3-5 総合評価落札方式（技術者育成の試行）の入札段階における評価ウェイト

評価項目	配置予定技術者			賃上げ	技術提案等
	資格・実績等	成績・表彰	年齢	実施の表明	実施方針等
評価ウェイト （主任技術者型）	11/60	17/60	2/60	3/60	27/60
評価ウェイト （作業班長型）	14/60	10/60	6/60	3/60	27/60

注：「価格点：技術評価点」は「1:1」とする。

（7）業務チャレンジ型の試行について

- ① 防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業技術力の低下や減少によって、安全・安心な地域生活に支障をきたすことが懸念される。
- ② 地域企業の活用の拡大と育成及び測量技術者の持続的な技術力の確保・向上を図ることを目的として、近年、国土地理院発注業務の受注実績がない企業に配慮した評価項目及び配点とする試行業務を実施する。
- ③ 成績・表彰については、加点評価の対象としない。
- ④ 指名段階における参加表明者（企業）及び配置予定技術者の「資格・実績等」に対する評価ウェイトは、次の表のとおりとする。

表 3-6 総合評価落札方式（業務チャレンジ型の試行）の指名段階における評価ウェイト

評価項目	参加表明者（企業）	配置予定技術者
	資格・実績等	資格・実績等
評価ウェイト	40%	60%

- ⑤ 入札段階における配置予定技術者の「資格・実績等」及び技術提案書の「実施方針等」に対する評価ウェイトは、以下の表のとおりとし、価格と技術の評価に関する配点の比率は、1：1（簡易型）とする。

表 3-7 総合評価落札方式（業務チャレンジ型の試行）の入札段階における評価ウェイト

評価項目		配置予定技術者	賃上げ	技術提案等
		資格・実績等	表明の実施	実施方針等
評価 ウェイト	価格点：技術評価点 1:1	50%	5%	45%

3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 業務説明書

手続開始の公示を行う際に交付する業務説明書において明示すべき事項は、以下のとおりとする。

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 技術提案を求める特定テーマ
 - (5) 業務の打合せ
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期限
 - (8) 電子入札
 - (9) 電子契約
 - (10) その他
4. 技術提案書の提出者に要求される資格要件
 - (1) 基本的要件
 - (2) 参加表明書に関する要件
5. 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1) 参加表明者（企業）に関する評価
 - (2) 配置予定技術者に関する評価
6. 参加表明書の留意事項
 - (1) 作成方法
 - (2) 提出期限、提出先及び提出方法
 - (3) ファイル形式
 - (4) 選定・非選定通知
7. 技術提案書を特定するための基準
 - (1) 配置予定技術者に関する評価
 - (2) 実施方針等に関する評価
 - (3) 評価テーマに関する評価
 - (4) 参考見積
8. 技術提案書の留意事項
 - (1) 基本事項
 - (2) 作成方法
 - (3) 参考見積
 - (4) 提出期限、提出先及び提出方法
 - (5) 既存資料の閲覧
 - (6) ヒアリング
 - (7) 特定・非特定の通知

9. 業務説明書の内容についての質問の受付及び回答
10. 支払条件
11. 苦情申立てに関する事項
12. その他の留意事項

(2) 選定段階での技術評価

参加表明者及び配置予定技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、参加要件を満たしていない者は、選定及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が5者を超える場合における評価点上位5者以外の者についても、原則として選定及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には5者を超えて選定するものとする。

なお、手続短縮型で実施する場合は参加要件を満たす全ての者を選定する。

【①企業の評価】

ア 選定されるために必要な要件（必須要件）

評価項目	判断基準	設定
登録状況等	<p>次のア及びイに該当していること。</p> <p>ア 「令和〇・〇年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「〇〇測量」の認定を受けている。</p> <p>イ 測量法第55条に基づく測量業の登録を受けている。</p> <p>【注：調査研究の場合はイの要件は必須としない。】</p>	必須条件
同種又は類似業務の実績の有無	<p>過去10か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度に元請けとして当該業務と同種又は類似業務の実績を1件以上有していること。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>【注：過去10か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量並びに国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	必須条件
使用する機器	<p>本業務に使用するため、次に示す全ての機器を所有又はリースにより保有していること。なお、参加表明書に記載した機器を本業務に使用すること。また、使用する機器は国土地理院に測量機器登録された機種であること。</p> <p>ア ○○○○ ○台以上</p> <p>イ △△△△ ○台以上</p> <p>【注：所有又はリースにより保有していることを指名の条件とする場合の記述。特に必要な場合に設定する。「また、～」の記載は、特に限定する場合の記載とする。】</p>	必要に応じて設定
技術者の配置状況 (業務実施体制)	<p>本業務を実施するため次のア～ウの全ての者について、常時勤務する者を配置できること。なお、本業務では兼務できない。</p> <p>ア 主任技術者 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し8年以上の実務経験を有する者1名。</p>	必須条件

	<p>イ 作業班長 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し3年以上の実務経験を有する者〇名。</p> <p>ウ 担当技術者 測量士又は測量士補の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し1年以上の実務経験を有する者〇名以上。</p> <p>配置予定技術者は、「令和〇・〇年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」の技術者として登録された者であること。</p> <p>【注1：実務経験年数は、主任技術者8年以上、作業班長3年以上、担当技術者1年以上とする。】 【注2：担当技術者に必要な資格等については、上記のほか、業務内容により追加の設定が可能である。】</p>	
成績評定点の内容	前年度（令和〇年度）及び当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の成績評定点に60点未満がないこと。	必須条件
不誠実な行為等の有無	<p>次のア～エに一つでも該当する者でないこと。</p> <p>ア 不誠実な行為 契約に関し不誠実な行為があり、当該状態が継続しており契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>イ 経営状況 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合</p> <p>ウ 安全管理の状況 安全管理の状況が不適当である場合</p> <p>エ 労働福祉の状況 労働福祉の状況が不適当である場合</p>	必須条件

イ 原則として設定する項目

評価項目	評価の着眼点		評価点
		判断基準	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	<p>業務実績</p> <p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の業務実績を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>① 同種業務の実績がある。 ② ①の実績はないが、類似業務の実績がある。 ③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。過度な条件とならないように適宜設定する。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	<p>① 12 ② 8 ③ 0</p>

		<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての成績評定点の平均点を次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。また、受注件数が1件以下である場合は評価対象から除く。）</p> <p>① 85点以上 ② 83点以上 85点未満 ③ 81点以上 83点未満 ④ 79点以上 81点未満 ⑤ 77点以上 79点未満 ⑥ 75点以上 77点未満 ⑦ 75点未満又は受注件数が1件以下</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	<p>① 25 ② 21 ③ 17 ④ 13 ⑤ 9 ⑥ 5 ⑦ 0</p>
成績・表彰	優良表彰	<p>国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良業務表彰又は感謝状の実績を、次の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇年から令和〇年の間に国土地理院長から優良業務表彰を受けた実績がある。 ② ①の表彰の実績はないが、平成〇年から令和〇年の間に地方測量部長等から優良業務表彰を受けた実績がある。 ③ ①及び②の実績はないが、公示日の4年前の日の翌日から公示日までに国土地理院長から災害対策活動等への感謝状を受けた実績がある。 ④ ①～③を受けた実績がない。</p> <p>※共同企業体の優良業務表彰については次のとおり評価する。 （0～10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在共同企業体である者で、過去に同じ共同企業体（現在の共同企業体と構成員が同じ共同企業体）として①又は②の実績がある場合は、①又は②の評価点とする。 ・現在共同企業体である者で、構成員が過去に単体企業又は別の共同企業体（現在の共同企業体と構成員が異なる共同企業体）の構成員として①又は②の実績がある場合は、共同企業体の全ての構成員を次のア～ウのいずれかにより評価して合計し、小数1位切捨て、整数とした評価点とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 構成員に①又は②を単体企業として受けた実績がある場合 現在の共同企業体での出資割合に①又は②の評価点を乗じて評価。 イ 構成員に①又は②を別の共同企業体として受けた実績がある場合 ①又は②を受けた業務実施時の出資割合と現在の共同企業体での出資割合のうち、小さい方に、①又は②の評価点を乗じて評価。 ウ 構成員にア及びイを受けた実績がない場合 0（ゼロ）として評価。 ・現在単体企業である者で、過去に共同企業体の構成員として①又は②の実績がある場合は、①又は②を受けた業務実施時の出資割合に①又は②の評価点を乗じ、小数1位切捨て、整数とした評価点 	<p>① 10 ② 8 ③ 2 ④ 0 ※0～10</p>

		とする。 【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。感謝状は贈呈日から4年間とする。】	
--	--	--	--

【② 配置予定技術者の評価】

ア 選定されるために必要な要件（必須条件）

評価項目		判断基準	設定
配置予定主任技術者	資格要件	測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」について8年以上の実務経験があること。 【注：主任技術者の実務経験年数は、8年以上とする。】	必須条件
	手持ち業務量	公示日時点において手持ち業務量（本業務を除く。）の契約金額が5億円以上又は件数が10件以上でないこと。（500万円未満の契約は手持ち業務に含まない。）ただし、予定価格が1000万円を超える請負契約であって、国土地理院の測量業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。 なお、手持ち業務には、低入札価格調査を実施中のもの及びプロポーザル方式における技術提案書特定後未契約のものを含むものとする。	必須条件
配置予定作業班長	資格要件	測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」について3年以上の実務経験があること。 【注：作業班長の実務経験年数は、3年以上とする。】	必須条件

イ 原則として設定する項目

評価項目	評価の着眼点		評価点	
	判断基準		主任技術者	作業班長
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の技術者成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>（配置予定主任技術者の場合）</p> <p>① 主任技術者又はこれに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者又はこれに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p>	<p>① 6</p> <p>② 4</p> <p>③ 0</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>

		<p>(配置予定作業班長の場合)</p> <p>① 主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>		
	技術者資格等	<p>国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格のうち業務種別「〇〇測量」の区分A(□□又は△△に限る)、区分B(□□又は△△に限る)又は区分C(□□又は△△に限る)の認定を受けている場合、次の順位で評価する。</p> <p>① 区分A又は区分Bに該当する認定を受けている。</p> <p>② 区分Cに該当する認定を受けている。</p> <p>③ 認定を受けていない。</p> <p>※国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格は次のアドレスを参照してください。 https://www.gsi.go.jp/common/000111347.pdf</p> <p>【注1：〇〇には業務種別を記載する。】</p> <p>【注2：(□□又は△△に限る)には、評価対象とする測量技術者の認定資格登録一覧の資格名称を記載する。ただし、評価対象を限定しない場合は、(□□又は△△に限る)の記載を省略する。】</p> <p>【注3：区分A、Bの2区分を評価する場合は、「①区分Aに該当する認定を受けている。②区分Bに該当する認定を受けている。③認定を受けていない。」とする。】</p> <p>【注4：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に技術士資格(〇〇部門)、博士(〇学)を評価対象とすることができる。】</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p>
	継続教育(CPD)取組姿勢	<p>CPDの取組姿勢について下記の項目で評価する。</p> <p>① 測量系CPD協議会又は全国測量設計業協会連合会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。</p> <p>② 上記以外</p> <p>※継続教育(CPD)の登録証明書等の写しは、次の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。 ・ 証明期間が1年(12か月)以内であること ・ 公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。(休業による評価期間の延長申請をしている場合はこの条件は含まない) ・ 証明書は1件を評価する。複数件あるものは評価しない。 <p>【注：推奨単位20ポイント以上を評価対象とする。】</p>	<p>① 2</p> <p>② 0</p>	<p>① 1</p> <p>② 0</p>

成績・表彰	業務成績	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての技術者成績評定点の平均点を、次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。）</p> <p>なお、主任技術者は、主任技術者として従事した業務の平均点とし、作業班長は、主任技術者及び作業班長として従事した業務の平均点とする。</p> <p>① 85点以上 ② 83点以上85点未満 ③ 81点以上83点未満 ④ 79点以上81点未満 ⑤ 77点以上79点未満 ⑥ 75点以上77点未満 ⑦ 75点未満又は実績なし</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	<p>① 10 ② 9 ③ 7 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 0</p>	<p>① 10 ② 9 ③ 7 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 0</p>
	優良表彰	<p>平成〇年から令和〇年の間に国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良技術者表彰を受けた実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験を、次の順位で評価する。</p> <p>なお、優良技術者表彰の実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験は、主任技術者の場合は、主任技術者としての実績又は経験とし、作業班長の場合は、主任技術者又は作業班長としての実績又は経験とする。</p> <p>① 国土地理院長から優良技術者表彰を受けた実績がある。 ② ①の実績はないが、国土地理院長から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ③ ①及び②の実績又は経験はないが、地方測量部長等から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ④ ①～③の優良技術者表彰の実績及び優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がない。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える】</p>	<p>① 8 ② 6 ③ 4 ④ 0</p>	<p>① 7 ② 5 ③ 3 ④ 0</p>
		<p>上記のうち、「技術者資格等」を除く評価においては、実績、経験、登録証明書等として求める期間を、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）を取得した期間に応じて延長できることとする。</p>		
合計		100点(100%)		

(3) 特定段階での技術評価

技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトの設定例を示す。

※配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

【①配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着眼点		技術点	
	判断基準	主任技術者	作業班長	
配置予定技術者の経験及び能力	業務実績	<p>過去4か年度（平成○年度から令和○年度の間）又は当該年度の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の技術者成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>（配置予定主任技術者の場合）</p> <p>① 主任技術者又はこれに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者又はこれに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>（配置予定作業班長の場合）</p> <p>① 主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	<p>① 6</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>	<p>① 6</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>
	技術者資格等	<p>国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格のうち業務種別「○○測量」の区分A（□□又は△△に限る）、区分B（□□又は△△に限る）又は区分C（□□又は△△に限る）の認定を受けている場合、次の順位で評価する。</p> <p>① 区分A又は区分Bに該当する認定を受けている。</p> <p>② 区分Cに該当する認定を受けている。</p> <p>③ 認定を受けていない。</p> <p>※国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格は次のアドレスを参照してください。</p> <p>https://www.gsi.go.jp/common/000111347.pdf</p>	<p>① 3</p> <p>② 1.5</p> <p>③ 0</p>	<p>① 3</p> <p>② 1.5</p> <p>③ 0</p>

		<p>【注1：〇〇には業務種別を記載する。】</p> <p>【注2：(□□又は△△に限る)には、評価対象とする測量技術者の認定資格登録一覧の資格名称を記載する。ただし、評価対象を限定しない場合は、(□□又は△△に限る)の記載を省略する。】</p> <p>【注3：区分A, Bの2区分を評価する場合は、「①区分Aに該当する認定を受けている。②区分Bに該当する認定を受けている。③認定を受けていない。」とする。】</p> <p>【注4：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に技術士資格(〇〇部門)、博士(〇学)を評価対象とすることができる。】</p>		
	継続教育(CPD)取組姿勢	<p>CPDの取組姿勢について下記の項目で評価する。</p> <p>① 測量系CPD協議会又は全国測量設計業協会連合会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。</p> <p>② 上記以外</p> <p>※継続教育(CPD)の登録証明書等の写しは、次の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。 ・ 証明期間が1年(12か月)以内であること ・ 公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。(休業による評価期間の延長申請をしている場合はこの条件は含まない) ・ 証明書は1件を評価する。複数件あるものは評価しない。 <p>【注：推奨単位20ポイント以上を評価対象とする。】</p>	<p>① 1</p> <p>② 0</p>	<p>① 1</p> <p>② 0</p>
	業績・表彰	<p>過去4か年度(平成〇年度から令和〇年度の間)又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての技術者成績評定点の平均点を、次の順位で評価する。(当該年度の実績は、公示日までに測量作業等(又は測量業務)成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。)</p> <p>なお、主任技術者は、主任技術者として従事した業務の平均点とし、作業班長は、主任技術者及び作業班長として従事した業務の平均点とする。</p> <p>① 85点以上</p> <p>② 83点以上85点未満</p> <p>③ 81点以上83点未満</p> <p>④ 79点以上81点未満</p> <p>⑤ 77点以上79点未満</p> <p>⑥ 75点以上77点未満</p> <p>⑦ 75点未満又は実績なし</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	<p>① 10</p> <p>② 9</p> <p>③ 7</p> <p>④ 5</p> <p>⑤ 3</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 0</p>	<p>① 10</p> <p>② 9</p> <p>③ 7</p> <p>④ 5</p> <p>⑤ 3</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 0</p>
	優良表彰	<p>平成〇年から令和〇年の間に国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良技術者表彰を受けた実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験を、次の順位で評価する。</p> <p>なお、優良技術者表彰の実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験は、主任技術者の場合は、主任技術者としての実績又は経験とし、作業班長の場合は、主任技術者又は作業班</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 3</p> <p>④ 0</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 3</p> <p>④ 0</p>

	<p>長としての実績又は経験とする。</p> <p>① 国土地理院長から優良技術者表彰を受けた実績がある。</p> <p>② ①の実績はないが、国土地理院長から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。</p> <p>③ ①及び②の実績又は経験はないが、地方測量部長等から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。</p> <p>④ ①～③の優良技術者表彰の実績及び優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がない。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。】</p>		
	<p>上記のうち、「技術者資格等」を除く評価においては、実績、経験、登録証明書等として求める期間を、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）を取得した期間に応じて延長できることとする。</p>		

小計（配置予定技術者）	50点(25%)
-------------	----------

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を書面審査とあわせて「実施方針等」及び「評価テーマに関する技術提案」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針	業務理解度	<p>◎ 業務目的、業務内容の理解度を評価する。</p> <p>ア 当該業務の目的を具体的に示している</p> <p>① 具体的かつ的確に示している。(10点)</p> <p>② 具体的に示している。(5点)</p> <p>③ 具体的に示されていない。(0点)</p> <p>イ ○○○○について具体的に示している</p> <p>① 具体的かつ的確に示している。(15点)</p> <p>② 具体的に示している。(8点)</p> <p>③ 具体的に示されていない。(0点)</p> <p>ウ ○○○○について具体的に示している</p> <p>① 具体的かつ的確に示している。(15点)</p> <p>② 具体的に示している。(8点)</p> <p>③ 具体的に示されていない。(0点)</p> <p>【注：「○○○○」は発注業務に応じて適宜設定】</p>	40

実施フロー	実施手順	○	実施手順（実施フロー）の妥当性を評価する。 ア 適切に示している。（●点）	●
工程計画	実施手順	◎	工程計画の妥当性を評価する。 ア 当該業務の工程を適切に示している。（10点）	10

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

評価基準に該当しない場合は「0点」と評価する。ただし、業務の目的、内容が十分理解されておらず、かつ、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない（技術提案を特定しない）。

※実施方針・実施フロー・工程計画の記述量は、原則A4・1ページとする。

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
	判断基準			
評価テーマに関する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。 ① 評価テーマ間の整合性が非常に高い。 ② 評価テーマ間の整合性が確保されている。 ③ 評価テーマ間に矛盾があり整合性がない。	50%
	評価テーマ1	的確性	○ 現地の条件と整合性が高い場合に優位に評価する。 ① 現地の条件を踏まえた重要な提案があり、現地の条件との整合性も非常に高い。 ② 現地の条件との整合性が非常に高い。 ③ 現地の条件との整合性が概ね確保されている。 ④ 現地の条件と矛盾があり整合性がない。	
			◎ 課題解決のための着眼点が的確に示されている場合に優位に評価する。 ① 課題解決のための着眼点が的確で重要な提案をしている。 ② 課題解決に必要な着眼点が的確に示されている。 ③ 課題解決に必要な着眼点が概ね示されている。 ④ 課題解決に必要な着眼点が示されていない。	
		○ 課題を十分に理解している場合に優位に評価する。 ① 課題の理解度が高く工夫されている。 ② 課題の理解度が高い。		

			<p>③ 課題を概ね理解している。</p> <p>④ 課題を理解していない。</p>
		○	<p>課題の問題点を捉えられている場合に優位に評価する。</p> <p>① 課題の問題点を網羅的に捉えており、重要な事項を記載している。</p> <p>② 課題の問題点を網羅的に捉えられている。</p> <p>③ 課題の問題点を概ね捉えている。</p> <p>④ 課題の問題点が捉えられていない。</p>
	実現性	◎	<p>提案内容が具体的である場合に優位に評価する。</p> <p>① 提案内容が細部にわたり具体的で重要な項目の記載があると同時に、工夫が見られる。</p> <p>② 提案内容が細部にわたり具体的で重要な項目を記載している。</p> <p>③ 提案内容が具体的である。</p> <p>④ 提案内容が具体的でない。</p>
		◎	<p>提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</p> <p>① 提案内容を裏付ける複数の事例、資料などが明示されている。</p> <p>② 提案内容を裏付ける事例、資料などが明示されている。</p> <p>③ 提案内容を裏付ける事例、資料などが明示されていない。</p>
		○	<p>参考とする技術基準又は、資料が適切な場合に優位に評価する。</p> <p>① 参考とする技術基準又は、資料が十分適切である。</p> <p>② 参考とする技術基準又は、資料が適切である。</p> <p>③ 参考とする技術基準又は、資料が適切でない。</p>
		○	<p>課題に対する検討手法が適切な場合に優位に評価する。</p> <p>① 検討手法が十分適切で、重要な項目を記載している。</p> <p>② 検討手法が十分適切である。</p> <p>③ 検討手法が概ね適切である。</p> <p>④ 検討手法が適切でない。</p>
	独創性	○	<p>新しい知見に基づく提案がある場合に優位に評価する。</p>
		○	<p>周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</p>
		○	<p>複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。</p>

	評価テーマ2	評価テーマ1を準用	○	評価テーマ1を準用	
--	--------	-----------	---	-----------	--

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1ページとし、業務内容に応じてA4・2ページまでとすることができる。

小計（実施方針+評価テーマ）	150点(75%)
----------------	-----------

【⑤参考見積に関する確認（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない

合計	200点(100%)
----	------------

3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

手続開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知及び入札説明書）において明示すべき事項は、以下のとおりとする。

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 技術提案を求める評価テーマ
 - (5) 成果品
 - (6) 履行期限
 - (7) 電子入札
 - (8) 電子契約
 - (9) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 参加表明書に関する要件
 - (3) 入札参加者を指名するための基準
 - (4) 参加表明者（企業）に関する評価
 - (5) 配置予定技術者に関する評価
5. 参加表明書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 提出期限、提出先及び提出方法
 - (3) ファイル形式
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
 - (4) 配置予定技術者、賃上げ実施の表明、実施方針等、評価テーマに関する評価
 - (5) 技術提案の履行確実性
 - (6) 評価内容の担保
9. 技術提案書の作成等
 - (1) 作成方法
 - (2) 提出期限、提出先及び提出方法
 - (3) 既存資料の閲覧
 - (4) 実施方針等及び評価テーマに関するヒアリング

(5) 履行確実性に関するヒアリング

10. 技術提案書の採用、不採用通知等
11. 入札及び開札の日時並びに入札書の提出方法
 - (1) 入札日時
 - (2) 開札日時
 - (3) 提出方法
12. 入札方法等
13. 入札保証金及び契約保証金
14. 開札
15. 入札の無効
16. 手続における交渉の有無
17. 契約書作成の要否等
18. 支払条件
19. 火災保険付保の要否
20. 苦情申立てに関する事項
21. 関連情報を入手するための照会窓口
22. その他の留意事項

(2) 指名段階での技術評価

参加表明者及び配置予定技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

【①参加表明者（企業）の評価】

ア 指名されるために必要な要件（必須条件）

評価項目	判断基準	設定
登録状況等	<p>次のア及びイに該当していること。</p> <p>ア 「令和〇・〇年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「〇〇測量」の認定を受けている。</p> <p>イ 測量法第55条に基づく測量業の登録を受けている。</p> <p>【注：調査研究の場合はイの要件は必須としない。】</p>	必須条件
同種又は類似業務の実績の有無	<p>過去10か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度に元請けとして当該業務と同種又は類似業務の実績を1件以上有していること。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>【注：過去10か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量並びに国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	必須条件
使用する機器	<p>本業務に使用するため、次に示す全ての機器を所有又はリースにより保有していること。なお、参加表明書に記載した機器を本業務に使用すること。また、使用する機器は国土地理院に測量機器登録された機種であること。</p> <p>ア ○○○○ ○台以上</p> <p>イ △△△△ ○台以上</p> <p>【注：所有又はリースにより保有していることを指名の条件とする場合の記述。特に必要な場合に設定する。「また、～」の記載は、特に限定する場合の記載とする。</p>	必要に応じて設定
技術者の配置状況（業務実施体制）	<p>本業務を実施するため次のア～ウの全ての者について、常時勤務する者を配置できること。なお、本業務では兼務できない。</p> <p>ア 主任技術者 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し8年以上の実務経験を有する者1名。</p> <p>イ 作業班長 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し3年以上の実</p>	必須条件

	<p>務経験を有する者〇名。</p> <p>ウ 担当技術者 測量士又は測量士補の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し1年以上の実務経験を有する者〇名以上。</p> <p>配置予定技術者は、「令和〇・〇年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」の技術者として登録された者であること。</p> <p>【注1：実務経験年数は、主任技術者8年以上、作業班長3年以上、担当技術者1年以上とする。】</p> <p>【注2：担当技術者に必要な資格等については、上記のほか、業務内容により追加の設定が可能である。】</p>	
成績評定点の内容	前年度（令和〇年度）及び当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の成績評定点に60点未満がないこと。	必須条件
不誠実な行為等の有無	<p>次のア～エに一つでも該当する者でないこと。</p> <p>ア 不誠実な行為 契約に関し不誠実な行為があり、当該状態が継続しており契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>イ 経営状況 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合</p> <p>ウ 安全管理の状況 安全管理の状況が不適当である場合</p> <p>エ 労働福祉の状況 労働福祉の状況が不適当である場合</p>	必須条件
本店の所在	<p>当該業務地域（〇〇県内）に本店を有していること。</p> <p>【注：必須条件とするのは、現場の状況に精通していないと実施困難である業務、中小企業対策等の観点から地元中小企業を配慮すべき業務に限る。これ以外の通常の測量業務については、当該業務地域に本店、支店又は営業所があることにより円滑な契約履行が期待出来る場合は、加点点評価とする。なお、「当該業務地域（〇〇県内）」を「〇〇地方測量部管内」に変更した評価項目とすることができる。】</p>	必要に応じて設定

イ 原則として設定する項目

評価項目	評価の着眼点		評価点
	判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	<p>業務実績</p> <p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の業務実績を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>① 同種業務の実績がある。 ② ①の実績はないが、類似業務の実績がある。 ③ ①及び②の実績がない。</p>	<p>① 12 ② 8 ③ 0</p>

		<p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。過度な条件とならないように適宜設定する。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	
成績・表彰	業務成績	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての成績評定点の平均点を次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。また、受注件数が1件である場合は評価対象から除く。）</p> <p>① 85点以上 ② 83点以上 85点未満 ③ 81点以上 83点未満 ④ 79点以上 81点未満 ⑤ 77点以上 79点未満 ⑥ 75点以上 77点未満 ⑦ 75点未満又は受注件数が1件以下</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	<p>① 25 ② 21 ③ 17 ④ 13 ⑤ 9 ⑥ 5 ⑦ 0</p>
	優良表彰	<p>国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良業務表彰又は感謝状の実績を、次の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇年から令和〇年の間に国土地理院長から優良業務表彰を受けた実績がある。 ② ①の表彰の実績はないが、平成〇年から令和〇年の間に地方測量部長等から優良業務表彰を受けた実績がある。 ③ ①及び②の実績はないが、公示日の4年前の日の翌日から公示日までに国土地理院長から災害対策活動等への感謝状を受けた実績がある。 ④ ①～③を受けた実績がない。</p> <p>※共同企業体の優良業務表彰については次のとおり評価する。（0～10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在共同企業体である者で、過去に同じ共同企業体（現在の共同企業体と構成員が同じ共同企業体）として①又は②の実績がある場合は、①又は②の評価点とする。 ・現在共同企業体である者で、構成員が過去に単体企業又は別の共同企業体（現在の共同企業体と構成員が異なる共同企業体）の構成員として①又は②の実績がある場合は、共同企業体の全ての構成員を次のア～ウのいずれかにより評価して合計し、小数1位切捨て、整数とした評価点とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 構成員に①又は②を単体企業として受けた実績がある場合 現在の共同企業体での出資割合に①又は②の評価点を乗じて評価。 イ 構成員に①又は②を別の共同企業体として受けた実績がある場合 ①又は②を受けた業務実施時の出資割合と現在の共同企業体での出資割合のうち、小さい方に、①又は②の評価点を乗じて評価。 	<p>① 10 ② 8 ③ 2 ④ 0 ※0～10</p>

		<p>ウ 構成員にア及びイを受けた実績がない場合 0（ゼロ）として評価。</p> <p>・現在単体企業である者で、過去に共同企業体の構成員として①又は②の実績がある場合は、①又は②を受けた業務実施時の出資割合に①又は②の評価点を乗じ、小数1位切捨て、整数とした評価点とする。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。感謝状は贈呈日から4年間とする。】</p>	
--	--	---	--

ウ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着眼点		評価点
		判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	地域精通度	<p>当該業務地域（〇〇県内）の本店、支店又は営業所等を次の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務地域（〇〇県内）に本店がある。</p> <p>② ①には該当しないが、当該業務地域（〇〇県内）に支店又は営業所等がある。</p> <p>③ 当該業務地域（〇〇県内）に本店、支店又は営業所等がない。</p> <p>【注：必須条件とした場合には、この項目は省略する。なお、「当該業務地域（〇〇県内）」を「〇〇地方測量部管内」に変更した評価項目とすることができる。】</p>	参加表明者の経験及び能力（原則として設定する項目）の評価点に包含する
	地域貢献度	<p>過去10か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度における国、地方公共団体等との災害協定等に基づく活動実績を次の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務地域（〇〇県）での災害協定等に基づく活動実績がある。</p> <p>② ①の地域での活動実績はないが、〇〇地方測量部管内での災害協定等に基づく活動実績がある。</p> <p>③ ①及び②の活動実績がない。</p> <p>【注：過去10か年度の間又は当該年度の実績とする。活動実績は国、都道府県、市区町村等の実績について評価対象とする。】</p>		

【②配置予定技術者の評価】

ア 指名されるために必要な要件（必須条件）

評価項目		判断基準	設定
配置予定主任技術者	資格要件	測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」について8年以上の実務経験があること。 【注：主任技術者の実務経験年数は、8年以上とする。】	必須条件
	手持ち業務量	公示日時点において手持ち業務量（本業務を除く。）の契約金額が5億円以上又は件数が10件以上でないこと（500万円未満の契約は手持ち業務に含まない。）。ただし、予定価格が1000万円を超える請負契約であって、国土地理院の測量業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。 なお、手持ち業務には、低入札価格調査を実施中のもの及びプロポーザル方式における技術提案書特定後未契約のものを含むものとする。	必須条件
配置予定作業班長	資格要件	測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」について3年以上の実務経験があること。 【注：作業班長の実務経験年数は、3年以上とする。】	必須条件

イ 原則として設定する項目

評価項目	評価の着眼点	評価点	
		主任技術者	作業班長
配置予定技術者の経験及び能力	<p>過去の4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の技術者成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>（配置予定主任技術者の場合）</p> <p>① 主任技術者又はこれに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者又はこれに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>（配置予定作業班長の場合）</p> <p>① 主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者、作業班長又はこれらに相</p>	<p>① 6</p> <p>② 4</p> <p>③ 0</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>

		<p>当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>		
	技術者資格等	<p>国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格のうち業務種別「〇〇測量」の区分A（□□又は△△に限る）、区分B（□□又は△△に限る）又は区分C（□□又は△△に限る）の認定を受けている場合、次の順位で評価する。</p> <p>① 区分A又は区分Bに該当する認定を受けている。 ② 区分Cに該当する認定を受けている。 ③ 認定を受けていない。</p> <p>※国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格は次のアドレスを参照してください。 https://www.gsi.go.jp/common/000111347.pdf</p> <p>【注1：〇〇には業務種別を記載する。】 【注2：（□□又は△△に限る）には、評価対象とする測量技術者の認定資格登録一覧の資格名称を記載する。ただし、評価対象を限定しない場合は、（□□又は△△に限る）の記載を省略する。】 【注3：区分A、Bの2区分を評価する場合は、「①区分Aに該当する認定を受けている。②区分Bに該当する認定を受けている。③認定を受けていない。」とする。】 【注4：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に技術士資格（〇〇部門）、博士（〇学）を評価対象とすることができる。】</p>	<p>① 2 ② 1 ③ 0</p>	<p>① 2 ② 1 ③ 0</p>
	継続教育（CPD）取組姿勢	<p>CPDの取組姿勢について下記の項目で評価する。</p> <p>① 測量系CPD協議会又は全国測量設計業協会連合会が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。 ② 上記以外</p> <p>※継続教育（CPD）の登録証明書等の写しは、次の条件を全て満たすものとする。 ・ 公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。 ・ 証明期間が1年（12か月）以内であること ・ 公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。（休業による評価期間の延長申請をしている場合はこの条件は含まない） ・ 証明書は1件を評価する。複数件あるものは評価しない。</p> <p>【注：推奨単位20ポイント以上を評価対象とする。】</p>	<p>① 2 ② 0</p>	<p>① 1 ② 0</p>
成績・表彰	業務成績	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての技術者成績評定点の平均点を次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。）</p> <p>なお、主任技術者は、主任技術者として従事した業務の平均点とし、作業班長は、主任技術者及び作業班長として従事した業務の平均点とする。</p>	<p>① 10 ② 9 ③ 7 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 0</p>	<p>① 10 ② 9 ③ 7 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 0</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 85 点以上 ② 83 点以上 85 点未満 ③ 81 点以上 83 点未満 ④ 79 点以上 81 点未満 ⑤ 77 点以上 79 点未満 ⑥ 75 点以上 77 点未満 ⑦ 75 点未満又は実績なし <p>【注：過去 4 か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>		
	<p>平成〇年から令和〇年の間に国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良技術者表彰を受けた実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験を、次の順位で評価する。</p> <p>なお、優良技術者表彰の実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験は、主任技術者の場合は、主任技術者としての実績又は経験とし、作業班長の場合は、主任技術者又は作業班長としての実績又は経験とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国土地理院長から優良技術者表彰を受けた実績がある。 ② ①の実績はないが、国土地理院長から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ③ ①及び②の実績又は経験はないが、地方測量部長等から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ④ ①～③の優良技術者表彰の実績及び優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がない。 <p>【注：表彰の翌月から 4 年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 8 ② 6 ③ 4 ④ 0 	<ul style="list-style-type: none"> ① 7 ② 5 ③ 3 ④ 0
<p>上記のうち、「技術者資格等」を除く評価においては、実績、経験、登録証明書等として求める期間を、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）を取得した期間に応じて延長できることとする。</p>			
合計		100 点 (100%)	

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 原則、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

【①配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着眼点		評価ウェイト	
	判断基準		1:3	1:2
配置予定技術者の経験及び能力	業務実績	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の技術者成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>（配置予定主任技術者の場合）</p> <p>① 主任技術者又はこれに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者又はこれに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>（配置予定作業班長の場合）</p> <p>① 主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	10%	15%
	技術者資格等	<p>国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格のうち業務種別「〇〇測量」の区分A（□□又は△△に限る）、区分B（□□又は△△に限る）又は区分C（□□又は△△に限る）の認定を受けている場合、次の順位で評価する。</p> <p>① 区分A又は区分Bに該当する認定を受けている。</p> <p>② 区分Cに該当する認定を受けている。</p> <p>③ 認定を受けていない。</p> <p>※国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格は次のアドレスを参照してください。</p>		

		<p>https://www.gsi.go.jp/common/000111347.pdf</p> <p>【注1：〇〇には業務種別を記載する。】 【注2：（□□又は△△に限る）には、評価対象とする測量技術者の認定資格登録一覧の資格名称を記載する。ただし、評価対象を限定しない場合は、（□□又は△△に限る）の記載を省略する。】 【注3：区分A、Bの2区分を評価する場合は、「①区分Aに該当する認定を受けている。②区分Bに該当する認定を受けている。③認定を受けていない。」とする。】 【注4：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に技術士資格（〇〇部門）、博士（〇学）を評価対象とすることができる。】</p>		
	継続教育（CPD）取組姿勢	<p>CPDの取組姿勢について下記の項目で評価する。</p> <p>① 測量系CPD協議会又は全国測量設計業協会連合会が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。 ② 上記以外</p> <p>※継続教育（CPD）の登録証明書等の写しは、次の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。 ・ 証明期間が1年（12か月）以内であること ・ 公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。（休業による評価期間の延長申請をしている場合はこの条件は含まない） ・ 証明書は1件を評価する。複数件あるものは評価しない。 <p>【注：推奨単位20ポイント以上を評価対象とする。】</p>		
	成績・表彰	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての技術者成績評定点の平均点を次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。）</p> <p>なお、主任技術者は、主任技術者として従事した業務の平均点とし、作業班長は、主任技術者及び作業班長として従事した業務の平均点とする。</p> <p>① 85点以上 ② 83点以上85点未満 ③ 81点以上83点未満 ④ 79点以上81点未満 ⑤ 77点以上79点未満 ⑥ 75点以上77点未満 ⑦ 75点未満又は実績なし</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	15%	18%
	優良表彰	<p>平成〇年から令和〇年の間に国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良技術者表彰を受けた実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験を、次の順位で評価する。</p> <p>なお、優良技術者表彰の実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験は、主任技術者の場合は、主任技術者としての実績</p>		

		<p>又は経験とし、作業班長の場合は、主任技術者又は作業班長としての実績又は経験とする。</p> <p>① 国土地理院長から優良技術者表彰を受けた実績がある。</p> <p>② ①の実績はないが、国土地理院長から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。</p> <p>③ ①及び②の実績又は経験はないが、地方測量部長等から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。</p> <p>④ ①～③の優良技術者表彰の実績及び優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がない。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。】</p>		
<p>上記のうち、「技術者資格等」を除く評価においては、実績、経験、登録証明書等として求める期間を、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）を取得した期間に応じて延長できることとする。</p>				
<p>小計（配置予定技術者）</p>			<p>25%</p>	<p>33%</p>

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて「実施方針等」及び「評価テーマに関する技術提案」の項目に反映させる。

【③賃上げ実施の表明に関する評価】

評価項目	判断基準	評価 ウェイト (1:3, 1:2 共通)
賃上げの実施を表明した企業等	令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和〇年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】※	5%
	令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和〇年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】※	

※ 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出する。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに支出負担行為担当官が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、所定の書類を事業年度等が終了した後、指定の期限までに支出負担行為担当官に提出するものとする。

指定の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、支出負担行為担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

小計（賃上げ実施の表明）	5%
--------------	----

【④実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準	1:3	1:2
実施方針	業務理解度	◎ 業務目的、業務内容の理解度を評価する。 ア 当該業務の目的を具体的に示している ① 具体的かつ的確に示している。(●点) ② 具体的に示している。(●点) ③ 具体的に示されていない。(0点) イ ○○○○について具体的に示している ① 具体的かつ的確に示している。(●点) ② 具体的に示している。(●点) ③ 具体的に示されていない。(0点) ウ ○○○○について具体的に示している ① 具体的かつ的確に示している。(●点) ② 具体的に示している。(●点) ③ 具体的に示されていない。(0点) 【注:「○○○○」は発注業務に応じて適宜設定】	20%	25%
	実施手順	○ 実施手順（実施フロー）の妥当性を評価する。 ア 適切に示している。(●点)		
	実施手順	◎ 工程計画の妥当性を評価する。 ア 当該業務の工程を適切に示している。(●点) ① 実施すべき工程を過不足なく適切に示している。(●点) ② 基本的な工程を適切に示している。(●点) ③ 適切に示されていない。(0点)		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【注:「●点」は、設定する項目の合計点（満点）が上記の評価ウェイトとなるよう適宜設定】

評価基準に該当しない場合は「0点」と評価する。ただし、業務の目的、内容が十分理解されておらず、かつ、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない（技術提案を無効とする）。

※実施方針・実施フロー・工程計画の記述量は、原則A4・1ページとする。

【⑤評価テーマ】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準	1:3	1:2

評価テーマに関する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	<p>相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。</p> <p>① 評価テーマ間の整合性が非常に高い。 ② 評価テーマ間の整合性が確保されている。 ③ 評価テーマ間に矛盾があり整合性がない。</p>	50%	37%
	評価テーマ1	的確性	○	<p>現地の条件と整合性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>① 現地の条件を踏まえた重要な提案があり、現地の条件との整合性も非常に高い。 ② 現地の条件との整合性が非常に高い。 ③ 現地の条件との整合性が概ね確保されている。 ④ 現地の条件と矛盾があり整合性がない。</p>		
			◎	<p>課題解決のための着眼点が的確に示されている場合に優位に評価する。</p> <p>① 課題解決のための着眼点が的確で重要な提案をしている。 ② 課題解決に必要な着眼点が的確に示されている。 ③ 課題解決に必要な着眼点が概ね示されている。 ④ 課題解決に必要な着眼点が示されていない。</p>		
			○	<p>課題を十分に理解している場合に優位に評価する。</p> <p>① 課題の理解度が高く工夫されている。 ② 課題の理解度が高い。 ③ 課題を概ね理解している。 ④ 課題を理解していない。</p>		
			○	<p>課題の問題点を捉えられている場合に優位に評価する。</p> <p>① 課題の問題点を網羅的に捉えており、重要な事項を記載している。 ② 課題の問題点を網羅的に捉えられている。 ③ 課題の問題点を概ね捉えている。 ④ 課題の問題点が捉えられていない。</p>		
	実現性	◎	<p>提案内容が具体的である場合に優位に評価する。</p> <p>① 提案内容が細部にわたり具体的で重要な項目の記載があると同時に、工夫が見られる。 ② 提案内容が細部にわたり具体的で重要な項目を記載している。 ③ 提案内容が具体的である。 ④ 提案内容が具体的でない。</p>			

		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 ① 提案内容を裏付ける複数の事例、資料などが明示されている。 ② 提案内容を裏付ける事例、資料などが明示されている。 ③ 提案内容を裏付ける事例、資料などが明示されていない。		
		○	参考とする技術基準又は資料が適切な場合に優位に評価する。 ① 参考とする技術基準又は資料が十分適切である。 ② 参考とする技術基準又は資料が適切である。 ③ 参考とする技術基準又は資料が適切でない。		
		○	課題に対する検討手法が適切な場合に優位に評価する。 ① 検討手法が十分適切で、重要な項目を記載している。 ② 検討手法が十分適切である。 ③ 検討手法が概ね適切である。 ④ 検討手法が適切でない。		
	評価テーマ2	○	評価テーマ1を準用		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1ページとし、業務内容に応じてA4・2ページまでとすることができる。

小計（実施方針＋評価テーマ）	70%	62%
合計	100%	

3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について

（1）入札説明書

手続開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知及び入札説明書）において明示すべき事項は、以下のとおりとする。

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務概要
 - （1）業務名
 - （2）業務の目的
 - （3）業務内容
 - （4）成果品
 - （5）履行期限
 - （6）電子入札
 - （7）電子契約
 - （8）その他
4. 指名されるために必要な要件
 - （1）入札参加者に要求される資格
 - （2）参加表明書に関する要件
 - （3）入札参加者を指名するための基準
 - （4）参加表明者（企業）に関する評価
 - （5）配置予定技術者に関する評価
5. 参加表明書の提出等
 - （1）作成方法
 - （2）提出期限、提出先及び提出方法
 - （3）ファイル形式
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - （1）落札者の決定方法
 - （2）総合評価の方法
 - （3）技術評価点を算出するための基準
 - （4）配置予定技術者、賃上げ実施の表明、実施方針等に関する評価
 - （5）技術提案の履行確実性
 - （6）評価内容の担保
9. 技術提案書の作成等
 - （1）作成方法
 - （2）提出期限、提出先及び提出方法
 - （3）既存資料の閲覧
 - （4）実施方針等に関するヒアリング
 - （5）履行確実性に関するヒアリング

10. 技術提案書の採用、不採用通知等
11. 入札及び開札の日時並びに入札書の提出方法
 - (1) 入札日時
 - (2) 開札日時
 - (3) 提出方法
12. 入札方法等
13. 入札保証金及び契約保証金
14. 開札
15. 入札の無効
16. 手続における交渉の有無
17. 契約書作成の要否等
18. 支払条件
19. 火災保険付保の要否
20. 苦情申立てに関する事項
21. 関連情報を入手するための照会窓口
22. その他の留意事項

(2) 指名段階での技術評価

参加表明者及び配置予定技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

【①参加表明者（企業）の評価】

ア 指名されるために必要な要件（必須条件）

評価項目	判断基準	設定
登録状況等	次のア及びイに該当していること。 ア 「令和〇・〇年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「〇〇測量」の認定を受けている。 イ 測量法第55条に基づく測量業の登録を受けている。 【注：調査研究の場合はイの要件は必須としない。】	必須条件
同種又は類似業務の実績の有無	過去10か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度に元請けとして当該業務と同種又は類似業務の実績を1件以上有していること。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。） 【注：過去10か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量並びに国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】	必須条件
使用する機器	本業務に使用するため、次に示す全ての機器を所有又はリースにより保有していること。なお、参加表明書に記載した機器を本業務に使用すること。また、使用する機器は国土地理院に測量機器登録された機種であること。 ア ○○○○ ○台以上 イ △△△△ ○台以上 【注：所有又はリースにより保有していることを指名の条件とする場合の記述。特に必要な場合に設定する。「また、～」の記載は、特に限定する場合の記載とする。】	必要に応じて設定
技術者の配置状況（業務実施体制）	本業務を実施するため次のア～ウの全ての者について、常時勤務する者を配置できること。なお、本業務では兼務できない。 ア 主任技術者 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し8年以上の実務経験を有する者1名。 イ 作業班長 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し3年以上の実	必須条件

	<p>務経験を有する者〇名。</p> <p>ウ 担当技術者 測量士又は測量士補の資格取得後、業務種別「〇〇測量」に関し1年以上の実務経験を有する者〇名以上。</p> <p>配置予定技術者は、「令和〇・〇年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」の技術者として登録された者であること。</p> <p>【注1：実務経験年数は、主任技術者8年以上、作業班長3年以上、担当技術者1年以上とする。】</p> <p>【注2：担当技術者に必要な資格等については、上記のほか、業務内容により追加の設定が可能である。】</p>	
成績評定点の内容	前年度（令和〇年度）及び当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の成績評定点に60点未満がないこと。	必須条件
不誠実な行為等の有無	<p>次のア～エに一つでも該当する者でないこと。</p> <p>ア 不誠実な行為 契約に関し不誠実な行為があり、当該状態が継続しており契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>イ 経営状況 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合</p> <p>ウ 安全管理の状況 安全管理の状況が不適当である場合</p> <p>エ 労働福祉の状況 労働福祉の状況が不適当である場合</p>	必須条件
本店の所在	<p>当該業務地域（〇〇県内）に本店を有していること。</p> <p>【注：必須条件とするのは、現場の状況に精通していないと実施困難である業務、中小企業対策等の観点から地元中小企業を配慮すべき業務に限る。これ以外の通常の測量業務については、当該業務地域に本店、支店又は営業所があることにより円滑な契約履行が期待出来る場合は、加点評価とする。なお、「当該業務地域（〇〇県内）」を「〇〇地方測量部管内」に変更した評価項目とすることができる。】</p>	必要に応じて設定

イ 原則として設定する項目

評価項目	評価の着眼点		評価点
	判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	<p>業務実績</p> <p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の業務実績を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>① 同種業務の実績がある。 ② ①の実績はないが、類似業務の実績がある。 ③ ①及び②の実績がない。</p>	<p>① 12 ② 8 ③ 0</p>

		【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。過度な条件とならないように適宜設定する。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】	
業績成績		過去4か年度（平成○年度から令和○年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての成績評定点の平均点を次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。また、受注件数が1件である場合は評価対象から除く。）	① 2 5 ② 2 1 ③ 1 7 ④ 1 3 ⑤ 9 ⑥ 5 ⑦ 0
		① 85点以上 ② 83点以上 85点未満 ③ 81点以上 83点未満 ④ 79点以上 81点未満 ⑤ 77点以上 79点未満 ⑥ 75点以上 77点未満 ⑦ 75点未満又は受注件数が1件以下 【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】	業務チャレンジ型は評価しない
成績・表彰	優良表彰	国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良業務表彰又は感謝状の実績を、次の順位で評価する。	① 1 0 ② 8 ③ 2 ④ 0 ※0～10
		① 平成○年から令和○年の間に国土地理院長から優良業務表彰を受けた実績がある。 ② ①の表彰の実績はないが、平成○年から令和○年の間に地方測量部長等から優良業務表彰を受けた実績がある。 ③ ①及び②の実績はないが、公示日の4年前の日の翌日から公示日までに国土地理院長から災害対策活動等への感謝状を受けた実績がある。 ④ ①～③を受けた実績がない。 ※共同企業体の優良業務表彰については次のとおり評価する。（0～10） ・現在共同企業体である者で、過去に同じ共同企業体（現在の共同企業体と構成員が同じ共同企業体）として①又は②の実績がある場合は、①又は②の評価点とする。 ・現在共同企業体である者で、構成員が過去に単体企業又は別の共同企業体（現在の共同企業体と構成員が異なる共同企業体）の構成員として①又は②の実績がある場合は、共同企業体の全ての構成員を次のア～ウのいずれかにより評価して合計し、小数1位切捨て、整数とした評価点とする。 ア 構成員に①又は②を単体企業として受けた実績がある場合 現在の共同企業体での出資割合に①又は②の評価点を乗じて評価。 イ 構成員に①又は②を別の共同企業体として受けた実績がある場合 ①又は②を受けた業務実施時の出資割合と現在の共同企業体での出資割合のうち、小さい方に、①又は②の評価点を乗じて評価。 ウ 構成員にア及びイを受けた実績がない場合 0（ゼロ）として評価。	業務チャレンジ型は評価しない

		<p>・現在単体企業である者で、過去に共同企業体の構成員として①又は②の実績がある場合は、①又は②を受けた業務実施時の出資割合に①又は②の評価点を乗じ、小数1位切捨て、整数とした評価点とする。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。感謝状は贈呈日から4年間とする。】</p>	
--	--	--	--

ウ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着眼点		評価点
		判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	地域精通度	<p>当該業務地域（〇〇県内）の本店、支店又は営業所等を次の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務地域（〇〇県内）に本店がある。</p> <p>② ①には該当しないが、当該業務地域（〇〇県内）に支店又は営業所等がある。</p> <p>③ 当該業務地域（〇〇県内）に本店、支店又は営業所等がない。</p> <p>【注：必須条件とした場合には、この項目は省略する。なお、「当該業務地域（〇〇県内）」を「〇〇地方測量部管内」に変更した評価項目とすることができる。】</p>	参加表明者の経験及び能力（原則として設定する項目）の評価点に包含する
	地域貢献度	<p>過去10か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度における国、地方公共団体等との災害協定等に基づく活動実績を次の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務地域（〇〇県）での災害協定等に基づく活動実績がある。</p> <p>② ①の地域での活動実績はないが、〇〇地方測量部管内での災害協定等に基づく活動実績がある。</p> <p>③ ①及び②の活動実績がない。</p> <p>【注：過去10か年度の間又は当該年度の実績とする。活動実績は国、都道府県、市区町村等の実績について評価対象とする。】</p>		

【②配置予定技術者の評価】

ア 指名されるために必要な要件（必須条件）

評価項目	判断基準	設定
配置予定主任技術者	資格要件 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」について8年以上の実務経験があること。 【注：主任技術者の実務経験年数は、8年以上とする。】	必須条件
	手持ち業務量 公示日時点において手持ち業務量（本業務を除く。）の契約金額が5億円以上又は件数が10件以上でないこと（500万円未満の契約は手持ち業務に含まない。）。ただし、予定価格が1000万円を超える請負契約であって、国土地理院の測量業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。 なお、手持ち業務には、低入札価格調査を実施中のもの及びプロポーザル方式における技術提案書特定後未契約のものを含むものとする。	必須条件
配置予定作業班長	資格要件 測量士の資格取得後、業務種別「〇〇測量」について3年以上の実務経験があること。 【注：作業班長の実務経験年数は、3年以上とする。】	必須条件

イ 原則として設定する項目

評価項目	評価の着眼点	評価点	
		主任技術者	作業班長
配置予定技術者の経験及び能力	判断基準 過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の技術者成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。） （配置予定主任技術者の場合） ① 主任技術者又はこれに相当する技術者として同種業務の実績を有する。 ② ①の実績はないが、主任技術者又はこれに相当する技術者として類似業務の実績を有する。 ③ ①及び②の実績がない。 （配置予定作業班長の場合） ① 主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として同種業務の実績を有する。 ② ①の実績はないが、主任技術者、作業班長又はこれらに相	通常 業務チャレンジ型	
		① 6	① 5
		② 4	② 3
		③ 0	③ 0
	主任育成型		
	① 5	① 5	
	② 3	② 3	
	③ 0	③ 0	
	班長育成型		
	① 6	評価しない	
	② 4		
	③ 0		

		<p>当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>																														
	技術者資格等	<p>国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格のうち業務種別「〇〇測量」の区分A（□□又は△△に限る）、区分B（□□又は△△に限る）又は区分C（□□又は△△に限る）の認定を受けている場合、次の順位で評価する。</p> <p>① 区分A又は区分Bに該当する認定を受けている。 ② 区分Cに該当する認定を受けている。 ③ 認定を受けていない。</p> <p>※国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格は次のアドレスを参照してください。 https://www.gsi.go.jp/common/000111347.pdf</p> <p>【注1：〇〇には業務種別を記載する。】 【注2：（□□又は△△に限る）には、評価対象とする測量技術者の認定資格登録一覧の資格名称を記載する。ただし、評価対象を限定しない場合は、（□□又は△△に限る）の記載を省略する。】 【注3：区分A、Bの2区分を評価する場合は、「①区分Aに該当する認定を受けている。②区分Bに該当する認定を受けている。③認定を受けていない。」とする。】 【注4：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に技術士資格（〇〇部門）、博士（〇学）を評価対象とすることができる。】</p>	<p>通常 主任育成型 業務チャレンジ型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td>①</td><td>2</td></tr> <tr><td>②</td><td>1</td><td>②</td><td>1</td></tr> <tr><td>③</td><td>0</td><td>③</td><td>0</td></tr> </table>		①	2	①	2	②	1	②	1	③	0	③	0																
①			2	①	2																											
②	1	②	1																													
③	0	③	0																													
	<p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td>①</td><td>8</td></tr> <tr><td>②</td><td>1</td><td>②</td><td>6</td></tr> <tr><td>③</td><td>0</td><td>③</td><td>0</td></tr> </table>		①	2	①	8	②	1	②	6	③	0	③	0																		
①	2	①	8																													
②	1	②	6																													
③	0	③	0																													
	継続教育（CPD）取組姿勢	<p>CPDの取組姿勢について下記の項目で評価する。</p> <p>① 測量系CPD協議会又は全国測量設計業協会連合会が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。 ② 上記以外</p> <p>※継続教育（CPD）の登録証明書等の写しは、次の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。 ・ 証明期間が1年（12か月）以内であること ・ 公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。（休業による評価期間の延長申請をしている場合はこの条件は含まない） ・ 証明書は1件を評価する。複数件あるものは評価しない。 <p>【注：推奨単位20ポイント以上を評価対象とする。】</p>	<p>通常 主任育成型 業務チャレンジ型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td>①</td><td>1</td></tr> <tr><td>②</td><td>0</td><td>②</td><td>0</td></tr> </table>		①	2	①	1	②	0	②	0																				
①			2	①	1																											
②	0	②	0																													
	<p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td>①</td><td>5</td></tr> <tr><td>②</td><td>0</td><td>②</td><td>0</td></tr> </table>		①	2	①	5	②	0	②	0																						
①	2	①	5																													
②	0	②	0																													
成績・表彰	業務成績	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての技術者成績評定点の平均点を次の順位で評価する。（当該年度の実績は、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。）</p> <p>なお、主任技術者は、主任技術者として従事した業務の平均点とし、作業班長は、主任技術者及び作業班長として従事した業務の平均点とする。</p>	<p>通常 主任育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>10</td><td>①</td><td>10</td></tr> <tr><td>②</td><td>9</td><td>②</td><td>9</td></tr> <tr><td>③</td><td>7</td><td>③</td><td>7</td></tr> <tr><td>④</td><td>5</td><td>④</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>3</td><td>⑤</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>1</td><td>⑥</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>0</td><td>⑦</td><td>0</td></tr> </table>		①	10	①	10	②	9	②	9	③	7	③	7	④	5	④	5	⑤	3	⑤	3	⑥	1	⑥	1	⑦	0	⑦	0
			①	10	①	10																										
②	9	②	9																													
③	7	③	7																													
④	5	④	5																													
⑤	3	⑤	3																													
⑥	1	⑥	1																													
⑦	0	⑦	0																													

	<p>① 85 点以上 ② 83 点以上 85 点未満 ③ 81 点以上 83 点未満 ④ 79 点以上 81 点未満 ⑤ 77 点以上 79 点未満 ⑥ 75 点以上 77 点未満 ⑦ 75 点未満又は実績なし</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	<p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>10</td><td rowspan="7">評価 しない</td></tr> <tr><td>②</td><td>9</td></tr> <tr><td>③</td><td>7</td></tr> <tr><td>④</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>0</td></tr> </table> <p>業務チャレンジ型 は評価しない</p>	①	10	評価 しない	②	9	③	7	④	5	⑤	3	⑥	1	⑦	0																										
①	10	評価 しない																																									
②	9																																										
③	7																																										
④	5																																										
⑤	3																																										
⑥	1																																										
⑦	0																																										
優良表彰	<p>平成〇年から令和〇年の間に国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良技術者表彰を受けた実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験を、次の順位で評価する。</p> <p>なお、優良技術者表彰の実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験は、主任技術者の場合は、主任技術者としての実績又は経験とし、作業班長の場合は、主任技術者又は作業班長としての実績又は経験とする。</p> <p>① 国土地理院長から優良技術者表彰を受けた実績がある。 ② ①の実績はないが、国土地理院長から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ③ ①及び②の実績又は経験はないが、地方測量部長等から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ④ ①～③の優良技術者表彰の実績及び優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がない。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月（8/1）以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。】</p>	<p>通常</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>8</td><td>①</td><td>7</td></tr> <tr><td>②</td><td>6</td><td>②</td><td>5</td></tr> <tr><td>③</td><td>4</td><td>③</td><td>3</td></tr> <tr><td>④</td><td>0</td><td>④</td><td>0</td></tr> </table> <p>主任育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>7</td><td>①</td><td>7</td></tr> <tr><td>②</td><td>5</td><td>②</td><td>5</td></tr> <tr><td>③</td><td>3</td><td>③</td><td>3</td></tr> <tr><td>④</td><td>0</td><td>④</td><td>0</td></tr> </table> <p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>8</td><td rowspan="4">評価 しない</td></tr> <tr><td>②</td><td>6</td></tr> <tr><td>③</td><td>4</td></tr> <tr><td>④</td><td>0</td></tr> </table> <p>業務チャレンジ型 は評価しない</p>	①	8	①	7	②	6	②	5	③	4	③	3	④	0	④	0	①	7	①	7	②	5	②	5	③	3	③	3	④	0	④	0	①	8	評価 しない	②	6	③	4	④	0
①	8	①	7																																								
②	6	②	5																																								
③	4	③	3																																								
④	0	④	0																																								
①	7	①	7																																								
②	5	②	5																																								
③	3	③	3																																								
④	0	④	0																																								
①	8	評価 しない																																									
②	6																																										
③	4																																										
④	0																																										
年齢	<p>【技術者育成の試行の場合に設定する。】</p> <p>1) 主任技術者型</p> <p>主任技術者が若手技術者の場合に次の順位で評価する。</p> <p>① 生年月日が昭和〇年4月2日以降 ② 生年月日が昭和〇年4月2日から昭和〇年4月1日まで ③ ①及び②に該当しない</p> <p>2) 作業班長型</p> <p>作業班長が若手技術者の場合に次の順位で評価する。</p> <p>① 生年月日が昭和〇年4月2日以降 ② 生年月日が昭和〇年4月2日から昭和〇年4月1日まで ③ ①及び②に該当しない</p>	<p>主任育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td rowspan="3">評価 しない</td></tr> <tr><td>②</td><td>1</td></tr> <tr><td>③</td><td>0</td></tr> </table> <p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="3">評価 しない</td><td>①</td><td>12</td></tr> <tr><td>②</td><td>6</td></tr> <tr><td>③</td><td>0</td></tr> </table>	①	2	評価 しない	②	1	③	0	評価 しない	①	12	②	6	③	0																											
①	2	評価 しない																																									
②	1																																										
③	0																																										
評価 しない	①	12																																									
	②	6																																									
	③	0																																									
	<p>上記のうち、「技術者資格等」を除く評価においては、実績、経験、登録証明書等として求める期間を、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）を取得した期間に応じて延長できるととする。</p>																																										

合計（通常、主任育成型、班長育成型）	100 点 (100%)
合計（業務チャレンジ型）	30 点 (100%)

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について確認する。

【①配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着眼点		技術点											
	判断基準		主任技術者	作業班長										
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	<p>過去4か年度（平成〇年度から令和〇年度の間）又は当該年度の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の技術者成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）</p> <p>（配置予定主任技術者の場合）</p> <p>① 主任技術者又はこれに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者又はこれに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>（配置予定作業班長の場合）</p> <p>① 主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として同種業務の実績を有する。</p> <p>② ①の実績はないが、主任技術者、作業班長又はこれらに相当する技術者として類似業務の実績を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績がない。</p> <p>【注：過去4か年度の間又は当該年度の実績とする。業務実績は、国、都道府県、市区町村等の公共測量及び国土地理院の基本測量及び公共測量の実績について評価対象とする。】</p>	通常 業務チャレンジ型											
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>3</td> <td>①</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2</td> <td>②</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>0</td> <td>③</td> <td>0</td> </tr> </table>	①	3	①	2	②	2	②	1	③	0	③
	①	3	①	2										
②	2	②	1											
③	0	③	0											
	技術者資	<p>国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格のうち業務種別「〇〇測量」の区分A（□□又は△△に限る）、区分B（□□又は△△に限る）又は区分C（□□又は△△に限る）</p>	通常											

	格等	<p>の認定を受けている場合、次の順位で評価する。</p> <p>① 区分A又は区分Bに該当する認定を受けている。 ② 区分Cに該当する認定を受けている。 ③ 認定を受けていない。</p> <p>※国土地理院に登録されている測量技術者の認定資格は次のアドレスを参照してください。 https://www.gsi.go.jp/common/000111347.pdf</p> <p>【注1：〇〇には業務種別を記載する。】 【注2：(□□又は△△に限る)には、評価対象とする測量技術者の認定資格登録一覧の資格名称を記載する。ただし、評価対象を限定しない場合は、(□□又は△△に限る)の記載を省略する。】 【注3：区分A、Bの2区分を評価する場合は、「①区分Aに該当する認定を受けている。②区分Bに該当する認定を受けている。③認定を受けていない。」とする。】 【注4：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に技術士資格(〇〇部門)、博士(〇学)を評価対象とすることができる。】</p>	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>3</td> <td>①</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>2</td> <td>②</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>③</td><td>0</td> <td>③</td><td>0</td> </tr> </table>	①	3	①	2	②	2	②	1	③	0	③	0																																				
	①	3	①	2																																															
②	2	②	1																																																
③	0	③	0																																																
	継続教育(CPD)取組姿勢	<p>CPDの取組姿勢について下記の項目で評価する。</p> <p>① 測量系CPD協議会又は全国測量設計業協会連合会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。 ② 上記以外</p> <p>※継続教育(CPD)の登録証明書等の写しは、次の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。 ・ 証明期間が1年(12か月)以内であること ・ 公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。(休業による評価期間の延長申請をしている場合はこの条件は含まない) ・ 証明書は1件を評価する。複数件あるものは評価しない。 <p>【注：推奨単位20ポイント以上を評価対象とする。】</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">通常</td> </tr> <tr> <td>①</td><td>3</td> <td>①</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>0</td> <td>②</td><td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">主任育成型</td> </tr> <tr> <td>①</td><td>2</td> <td>①</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>0</td> <td>②</td><td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">班長育成型</td> </tr> <tr> <td>①</td><td>2</td> <td>①</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>0</td> <td>②</td><td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">業務チャレンジ型</td> </tr> <tr> <td>①</td><td>6</td> <td>①</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>0</td> <td>②</td><td>0</td> </tr> </table>	通常				①	3	①	2	②	0	②	0	主任育成型				①	2	①	1	②	0	②	0	班長育成型				①	2	①	3	②	0	②	0	業務チャレンジ型				①	6	①	3	②	0	②	0
通常																																																			
①	3	①	2																																																
②	0	②	0																																																
主任育成型																																																			
①	2	①	1																																																
②	0	②	0																																																
班長育成型																																																			
①	2	①	3																																																
②	0	②	0																																																
業務チャレンジ型																																																			
①	6	①	3																																																
②	0	②	0																																																
成績	業務	過去4か年度(平成〇年度から令和〇年度の間)又は当該年	通常主任育成型																																																

・表彰	成績	<p>度の国土地理院の業務種別「〇〇測量」の実績がある場合についての技術者成績評定点の平均点を次の順位で評価する。(当該年度の実績は、公示日までに測量作業等(又は測量業務)成績評定通知書による通知を受けているものを評価する。)</p> <p>なお、主任技術者は、主任技術者として従事した業務の平均点とし、作業班長は、主任技術者及び作業班長として従事した業務の平均点とする。</p> <p>① 85点以上 ② 83点以上 85点未満 ③ 81点以上 83点未満 ④ 79点以上 81点未満 ⑤ 77点以上 79点未満 ⑥ 75点以上 77点未満 ⑦ 75点未満又は実績なし</p> <p>【注：過去4か年度の間及び当該年度の平均点とする。】</p>	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>6</td><td>①</td><td>5</td></tr> <tr><td>②</td><td>5</td><td>②</td><td>4</td></tr> <tr><td>③</td><td>4</td><td>③</td><td>3</td></tr> <tr><td>④</td><td>3</td><td>④</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>2</td><td>⑤</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>1</td><td>⑥</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>0</td><td>⑦</td><td>0</td></tr> </table>	①	6	①	5	②	5	②	4	③	4	③	3	④	3	④	2.5	⑤	2	⑤	2	⑥	1	⑥	1	⑦	0	⑦	0
	①	6	①	5																											
	②	5	②	4																											
③	4	③	3																												
④	3	④	2.5																												
⑤	2	⑤	2																												
⑥	1	⑥	1																												
⑦	0	⑦	0																												
優良表彰	<p>平成〇年から令和〇年の間に国土地理院の業務種別「〇〇測量」について優良技術者表彰を受けた実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験を、次の順位で評価する。</p> <p>なお、優良技術者表彰の実績又は優良業務表彰を受けた業務に従事した経験は、主任技術者の場合は、主任技術者としての実績又は経験とし、作業班長の場合は、主任技術者又は作業班長としての実績又は経験とする。</p> <p>① 国土地理院長から優良技術者表彰を受けた実績がある。 ② ①の実績はないが、国土地理院長から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ③ ①及び②の実績又は経験はないが、地方測量部長等から優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がある。 ④ ①～③の優良技術者表彰の実績及び優良業務表彰を受けた業務に従事した経験がない。</p> <p>【注：表彰の翌月から4年間とする。表彰の翌月(8/1)以降、公示開始の発注案件から適用年を切り替える。】</p>	<p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>6</td><td rowspan="7">評価 しない</td></tr> <tr><td>②</td><td>5</td></tr> <tr><td>③</td><td>4</td></tr> <tr><td>④</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>0</td></tr> </table>	①	6	評価 しない	②	5	③	4	④	3	⑤	2	⑥	1	⑦	0														
		①	6	評価 しない																											
		②	5																												
③	4																														
④	3																														
⑤	2																														
⑥	1																														
⑦	0																														
<p>業務チャレンジ型は評価しない</p>																															
年齢	<p>【技術者育成の試行の場合に設定する。】</p> <p>1) 主任技術者型</p> <p>主任技術者が若手技術者の場合に次の順位で評価する。</p> <p>① 生年月日が昭和〇年4月2日以降 ② 生年月日が昭和〇年4月2日から昭和〇年4月1日まで ③ ①及び②に該当しない</p> <p>2) 作業班長型</p> <p>作業班長が若手技術者の場合に次の順位で評価する。</p> <p>① 生年月日が昭和〇年4月2日以降 ② 生年月日が昭和〇年4月2日から昭和〇年4月1日まで</p>	<p>通常</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td>①</td><td>2</td></tr> <tr><td>②</td><td>1.5</td><td>②</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>③</td><td>1</td><td>③</td><td>1</td></tr> <tr><td>④</td><td>0</td><td>④</td><td>0</td></tr> </table>	①	2	①	2	②	1.5	②	1.5	③	1	③	1	④	0	④	0													
		①	2	①	2																										
		②	1.5	②	1.5																										
③	1	③	1																												
④	0	④	0																												
<p>主任育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>3</td><td>①</td><td>3</td></tr> <tr><td>②</td><td>2</td><td>②</td><td>2</td></tr> <tr><td>③</td><td>1</td><td>③</td><td>1</td></tr> <tr><td>④</td><td>0</td><td>④</td><td>0</td></tr> </table>	①	3	①	3	②	2	②	2	③	1	③	1	④	0	④	0															
①	3	①	3																												
②	2	②	2																												
③	1	③	1																												
④	0	④	0																												
		<p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>4</td><td rowspan="4">評価 しない</td></tr> <tr><td>②</td><td>3</td></tr> <tr><td>③</td><td>2</td></tr> <tr><td>④</td><td>0</td></tr> </table>	①	4	評価 しない	②	3	③	2	④	0																				
①	4	評価 しない																													
②	3																														
③	2																														
④	0																														
		<p>業務チャレンジ型は評価しない</p>																													
		<p>主任育成型</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>2</td><td rowspan="3">評価 しない</td></tr> <tr><td>②</td><td>1</td></tr> <tr><td>③</td><td>0</td></tr> </table>	①	2	評価 しない	②	1	③	0																						
①	2	評価 しない																													
②	1																														
③	0																														
		<p>班長育成型</p> <table border="1"> <tr><td>評価 しない</td><td>①</td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td>②</td><td>3</td></tr> <tr><td></td><td>③</td><td>0</td></tr> </table>	評価 しない	①	6		②	3		③	0																				
評価 しない	①	6																													
	②	3																													
	③	0																													

	<p>③ ①及び②に該当しない</p> <p>上記のうち、「技術者資格等」を除く評価においては、実績、経験、登録証明書等として求める期間を、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）を取得した期間に応じて延長できることとする。</p>	
--	---	--

小計（配置予定技術者）	30 点 (50%)
-------------	------------

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」の項目に反映させる。

【③賃上げ実施の表明に関する評価】

評価項目	判断基準	技術点
賃上げの実施を表明した企業等	令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和〇年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】※	3
	令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和〇年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】※	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	-4

※ 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出する。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに支出負担行為担当官が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、所定の書類を事業年度等が終了した後、指定の期限までに支出負担行為担当官に提出するものとする。

指定の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、支出負担行為担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

小計(賃上げ実施の表明)	3点(5%)
--------------	--------

【④実施方針】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針	業務理解度	◎ 業務目的、業務内容の理解度を評価する。 ア 当該業務の目的を具体的に示している ① 具体的かつ的確に示している。(4点) ② 具体的に示している。(2点) ③ 具体的に示されていない。(0点) イ ○○○○について具体的に示している ① 具体的かつ的確に示している。(10点) ② 具体的に示している。(5点) ③ 具体的に示されていない。(0点) ウ ○○○○について具体的に示している ① 具体的かつ的確に示している。(10点) ② 具体的に示している。(5点) ③ 具体的に示されていない。(0点) 【注:「○○○○」は発注業務に応じて適宜設定】	24
実施フロー	実施手順	○ 実施手順（実施フロー）の妥当性を評価する。 ア 適切に示している。(●点)	●
工程計画	実施手順	◎ 工程計画の妥当性を評価する。 ア 当該業務の工程を適切に示している。(3点) ① 実施すべき工程を過不足なく適切に示している。(3点) ② 基本的な工程を適切に示している。(1点) ③ 適切に示されていない。(0点)	3
技術提案	その他	○ 当該業務の実施に係わる有益な提案がある場合評価する。 ア 当該業務を実施するための有益な提案がある。(●点)	●

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

評価基準に該当しない場合は「0点」と評価する。ただし、業務の目的、内容が十分理解されておらず、かつ、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない（技術提案を無効とする）。

※実施方針・実施フロー・工程計画・技術提案の記述量は、原則A4・1ページとする。

小計（実施方針）	27点(45%)
----------	----------

【⑤評価テーマ】

簡易型では「評価テーマに関する技術提案」は求めない。

合計	60 点 (100%)
----	-------------

3-5 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出は、加算方式を基本とし、評価値の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{○評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{○価格評価点と技術評価点の配分} = 1 : 1 \sim 1 : 3$$

(価格評価点 20～60 点 : 技術評価点 60 点)

○技術評価点の評価項目例

- ・ 業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・ 技術提案 : 評価テーマに関する技術提案
- ・ 技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・ 業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績
- ・ 手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数

$$\text{○価格評価点} = 20 \sim 60 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

$$\text{○技術評価点} = 60 \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}}{\text{技術評価の配点合計点}}$$

4 総合評価落札方式における一括審査方式の試行について

(1) 目的

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化することにより、入札参加希望者・発注者双方の負担を軽減し、ワークライフバランスの確保に資することを目的とする。

(2) 試行対象業務

以下の条件をすべて満たす業務を対象とする。

- ① 総合評価落札方式で行われる業務。
- ② 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一の業務。
- ③ 業務の目的・内容及び技術力審査・評価の項目（実施方針又は技術提案のテーマを含む）が同一で、業務規模が同程度の業務。
- ④ 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて、同一日に行うこととしている業務。
- ⑤ 地域貢献度及び地域精通度を設定しない業務。ただし、対象業務全てで同じ地域貢献度等を設定する場合は、試行を可能としてもよい。

(3) 概要

- ① 複数の業務に参加希望する場合は、参加希望する業務のうちいずれか1件について参加表明書一式（技術提案書含む）を提出する。
- ② 2件目以降は、「参加表明書（表紙）」及び「参加希望する業務一覧表」を提出するものとし、その他の様式の提出を省略する。
- ③ 1件目の審査結果を、参加希望する全ての業務の総合評価（指名のための評価、技術評価の双方）に利用する。
- ④ 参加を希望する全ての業務に、同一の配置予定技術者で参加することとし、落札決定を受けた者は、それ以降の入札を無効とする。
- ⑤ 参加表明する業務は、参加者が自由に選択できるものとする。
- ⑥ 開札及び落札決定の順番は、入札説明書に明示する。
- ⑦ 同一日に開札を行う件数は、最大5件程度とする。
- ⑧ 業務規模が同程度の業務は、予定価格の最も高い業務と予定価格の最も低い業務の差額が1割程度を目安とする。

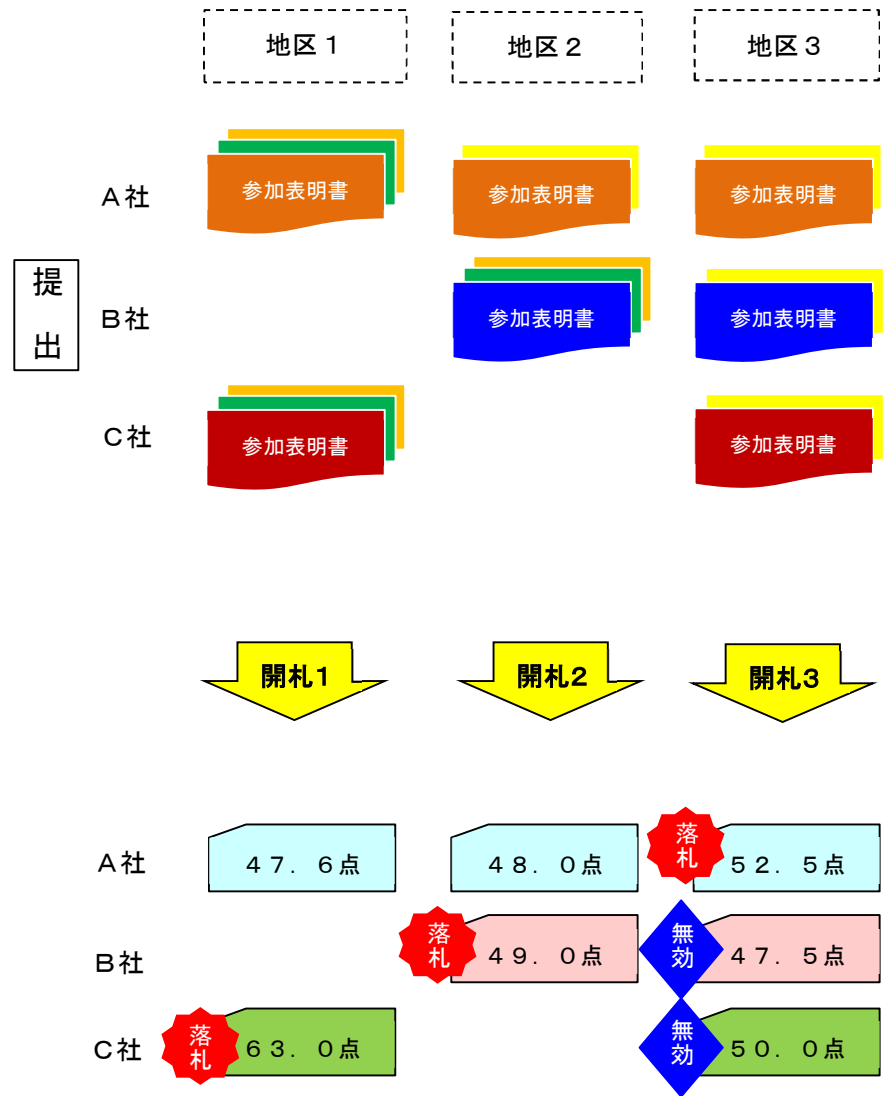
○公示

- ✓ 複数の業務をまとめて一つの公示を行う。

○参加表明

- ✓ 参加を希望する業務に対し、参加表明書（技術提案書）等を提出。
- ✓ 各様式及び添付資料はいずれか一つの業務に対して提出することで可。
- ✓ 一つ公示における、配置予定技術者（主任技術者、作業班長）はそれぞれ同じ技術者とする。

【提出資料の構成】



○開札

- ✓ あらかじめ入札説明書に示した順番に開札し、業務ごとに最も評価値の高い者が落札者となる。

図8 一括審査方式の流れ

5 その他の留意事項

5-1 評価テーマの設定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。また、技術提案書の記載に当たっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは認めるが新たに作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。技術提案書の作成費用は入札参加者の負担としていることに配慮し、評価テーマ等は適切に設定することが必要である。

5-2 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

(1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

① 技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

(特記仕様書案の記載例)

「○○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続において提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。」

② 反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目(その他)にチェックして、3点減点するものとする。

(2) 総合評価落札方式における評価内容の担保方法

① 契約書等における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、契約書又は業務計画書にその内容を明記するとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について取り決めておくものとする。

契約書又は業務計画書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

② 評価内容の担保

契約書又は業務計画書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

5-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価委員会等を設置し審議を行うこと。

(1) 学識経験者の意見聴取

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案書の特定及び落札者決定について意見を聴く。

① 実施方針の策定

総合評価落札方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

② 複数の業務に共通する評価方法の策定

特定（プロポーザル方式）又は入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者又は落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

③ 個別業務における意見聴取

プロポーザル方式の実施に当たっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、業務特性に応じた適切な評価項目・基準の設定

や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意する。

また、総合評価審査委員会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

5-4 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

(1) プロポーザル方式

① 手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、説明書において以下の事項を明記する。

- 1) プロポーザル方式の適用の旨
- 2) 参加資格
- 3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- 4) 技術提案書の特定のための評価に関する基準

② 特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式-1とする。

- 1) 特定した業者名
- 2) 各業者の技術評価点

※「配置予定技術者の資格及び実績等」、「配置予定技術者の成績及び表彰」「実施方針等」「評価テーマに関する技術提案」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

③ 苦情及び説明要求等の対応

プロポーザル方式の審査結果については、技術提案提出者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する情報提供依頼があった場合には、当該提出者と特定された者のそれぞれの項目別の得点を提供する。

(2) 総合評価落札方式

① 手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 総合評価落札方式の適用の旨
- 2) 指名されるために必要な要件
 - ・ 入札参加者に要求される資格
 - ・ 入札参加者を選定するための基準
- 3) 総合評価に関する事項
 - ・ 落札者の決定方法
 - ・ 総合評価の方法

② 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- 1) 落札した業者名
- 2) 各業者の入札価格
- 3) 各業者の価格評価点
- 4) 各業者の技術評価点
- 5) 各業者の評価値

※標準型は、「配置予定技術者の資格及び実績等」、「配置予定技術者の成績及び表彰」「実施方針等」「評価テーマ」の4項目。公表する様式は、様式-2とする。

※簡易型（技術者育成の試行及び業務チャレンジ型の試行を除く）は、「配置予定技術者の資格及び実績等」、「配置予定技術者の成績及び表彰」「実施方針等」の3項目。公表する様式は、様式-2とする。

※技術者育成の試行の場合は、「配置予定技術者の資格及び実績等」、「配置予定技術者の成績及び表彰」「配置予定技術者の年齢」「実施方針等」の4項目。公表する様式は、様式-3とする。

※業務チャレンジ型の試行の場合は、「配置予定技術者の資格及び実績等」、「実施方針等」の2項目。公表する様式は、様式-4とする。

※それぞれの小計及び合計点を公表

③ 苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるよう

に評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

様式-1

プロポーザル評価表 (総合評価型・技術評価型)

1. 件名 ○○○○○○○○業務
2. 所属 ○○部○○課
3. 技術提案書の特定通知日 令和○○年○○月○○日

国土地理院長

業者名	技術評価点の内訳				技術評価点 合計	備考	適用
	配置予定技術者の 資格及び実績等	配置予定技術者の 成績及び表彰	実施方針等	評価テーマに関 する技術提案			
評価のウェイト	20	30	50	100	200		
(株)○○○○	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00		特定
A者	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00		
B者	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00		

上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。

令和○○年○○月○○日

様式-2

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	15,000,000	(消費税抜き)
調査基準価格	11,000,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60点	

- 1. 件名 〇〇〇〇業務(〇〇地区)
- 2. 所属 〇〇部〇〇課
- 3. 入札日時 令和〇〇年〇月〇日〇時〇分

執行員

立会人

業 者 名	技術点の内訳						履行確実度	技術点評価点 合計(A)	第1回			備 考	摘 要
	配置予定技術者の 資格及び実績等	配置予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ					入札価格	価格点評価点 (B)	評価値 (A)+(B)		
				全体	評価テーマ1	評価テーマ2							
評価のウェイト	15	15	30	—	—	—	—	60	—	60	120		
〇〇〇〇(株)	9.0000	12.0000	30.0000	—	—	—	1.00	51.0000	12,000,000	12.0000	63.0000		
(株)〇〇〇調査設計	9.0000	15.0000	25.0000	—	—	—	1.00	49.0000	12,500,000	10.0000	59.0000		
〇〇測量(株)	9.0000	15.0000	25.0000	—	—	—	1.00	49.0000	11,400,000	14.4000	63.4000		落札
(株)〇〇設計コンサル	9.0000	7.0000	30.0000	—	—	—	1.00	46.0000	11,750,000	13.0000	59.0000		
(株)〇〇〇〇〇コンサルタント	9.0000	7.0000	28.3333	—	—	—	0.50	30.1667	10,500,000	18.0000	48.1667		低入札
(株)〇〇〇	9.0000	5.0000	30.0000	—	—	—	1.00	44.0000	11,900,000	12.4000	56.4000		
(株)〇〇建設	8.0000	5.0000	30.0000	—	—	—	0.25	20.5000	10,000,000	20.0000	40.5000		低入札
(株)〇〇〇〇コンサル	8.0000	5.0000	25.0000	—	—	—	—	—	無効	—	—		
(株)〇〇〇〇〇技術	6.0000	5.0000	25.0000	—	—	—	—	—	15,500,000	予定価格超過	—		
(株)〇〇〇〇〇測量	—	—	—	—	—	—	—	—	辞退	—	—		

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。

令和〇〇年〇月〇日

様式-3

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	15,000,000	(消費税抜き)
調査基準価格	11,000,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60点	

- 1. 件名 ○○○○業務(○○地区)
- 2. 所属 ○○部○○課
- 3. 入札日時 令和○○年○月○日○時○分

執行員

立会人

業 者 名	技術点の内訳							履行確実度	技術点評価 点 合計(A)	第1回			備 考	摘 要
	配置予定技術者 (主任技術者・作業 班長)の資格・実績 等	配置予定技術者 (主任技術者・作業 班長)の成績・表彰	配置予定技術者 (主任技術者・作業 班長)の年齢	実施方針等	評価テーマ					入札価格	価格点評価 点 (B)	評価値 (A)+(B)		
					全体	評価テーマ1	評価テーマ2							
評価のウェイト	14	10	6	30	—	—	—	—	60	—	60	120		
○○○○(株)	10.0000	5.0000	6.0000	30.0000	—	—	—	1.00	51.0000	12,000,000	12.0000	63.0000		
(株)○○○調査設計	12.0000	6.0000	6.0000	26.0000	—	—	—	1.00	50.0000	12,500,000	10.0000	60.0000		
○○測量(株)	12.0000	6.0000	6.0000	26.0000	—	—	—	1.00	50.0000	11,400,000	14.4000	64.4000		落札
(株)○○設計コンサル	9.0000	4.0000	3.0000	30.0000	—	—	—	1.00	46.0000	11,750,000	13.0000	59.0000		
(株)○○○○○コンサルタント	9.0000	4.0000	3.0000	25.3333	—	—	—	0.50	28.6667	10,500,000	18.0000	46.6667		低入札
(株)○○○	8.0000	4.0000	3.0000	30.0000	—	—	—	1.00	45.0000	11,900,000	12.4000	57.4000		
(株)○○建設	8.0000	4.0000	0.0000	30.0000	—	—	—	0.25	19.5000	10,000,000	20.0000	39.5000		低入札
(株)○○○○コンサル	8.0000	4.0000	0.0000	30.0000	—	—	—	—	—	無効	—	—		
(株)○○○○○技術	8.0000	4.0000	0.0000	26.0000	—	—	—	—	—	15,500,000	予定価格超過	—		
(株)○○○○○測量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	辞退	—	—		

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。

令和○○年○月○日

様式-4

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	15,000,000	(消費税抜き)
調査基準価格	11,000,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60点	

- 1. 件名 ○○○○業務(○○地区)
- 2. 所属 ○○部○○課
- 3. 入札日時 令和○○年○○月○○日○○時○○分

執行員

立会人

業者名	技術点の内訳					履行確実度	技術点評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	配置予定技術者の資格及び実績等	実施方針等	評価テーマ					入札価格	価格点評価点(B)	評価値(A)+(B)		
			全体	評価テーマ1	評価テーマ2							
評価のウェイト	30	30	—	—	—	—	60	—	60	120		
○○○○(株)	28.0000	25.0000	—	—	—	1.00	53.0000	12,000,000	12.0000	65.0000		
(株)○○○調査設計	27.0000	26.0000	—	—	—	1.00	53.0000	12,500,000	10.0000	63.0000		
○○測量(株)	25.0000	26.0000	—	—	—	1.00	51.0000	11,400,000	14.4000	65.4000		落札
(株)○○設計コンサル	24.0000	26.0000	—	—	—	1.00	50.0000	11,750,000	13.0000	63.0000		
(株)○○○○○コンサルタント	23.0000	25.3333	—	—	—	0.50	35.6667	10,500,000	18.0000	53.6667		低入札
(株)○○○	21.0000	30.0000	—	—	—	1.00	51.0000	11,900,000	12.4000	63.4000		
(株)○○建設	19.0000	30.0000	—	—	—	0.25	26.5000	10,000,000	20.0000	46.5000		低入札
(株)○○○○○コンサル	17.0000	30.0000	—	—	—	—	—	無効	—	—		
(株)○○○○○技術	15.0000	26.0000	—	—	—	—	—	15,500,000	予定価格超過	—		
(株)○○○○○測量	—	—	—	—	—	—	—	辞退	—	—		

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。

令和○○年○○月○○日